

平成27年1月19日
教育委員会事務局

世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方（案）について

（付議の要旨）

世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方の案をとりまとめたので、報告する。

1 主旨

「第2次世田谷区教育ビジョン」で「ニーズに応じた特別支援教育の推進」が今後10年間の重点事業に位置づけられた。

そこで教育委員会では、インクルーシブ教育システム構築等、国や東京都の動向も踏まえ、今後10年程度を見据えた、世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方を検討してきた。今般、報告書（素案）を踏まえ、報告書（案）をとりまとめたので、報告する。

2 検討経過

平成25年7月

「世田谷区特別支援教育のあり方検討委員会」設置

〔構成員〕

教育政策部長、小・中学校校長・担任教諭、指導主事、
教員相談専門指導員、就学相談員 計16名

平成25年7月から平成26年10月 検討会開催（全13回）

平成26年11月10日 文教常任委員会（報告書（素案）報告）

3 内容

別紙1（概要版）及び別紙2（本文）のとおり。

4 素案からの主な変更点

別紙3（素案からの主な変更点）のとおり。

5 今後の予定

平成27年1月27日 教育委員会（報告書（案））

2月3日 文教常任委員会（報告書（案））

第1章 特別支援教育施策をめぐる国、東京都、世田谷区の動向

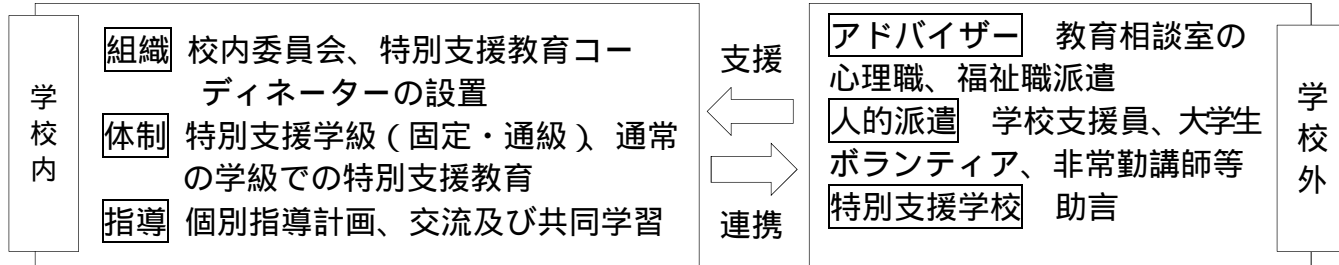
- 1 国の動向
 平成23年 障害者基本法改正
 平成24年 中教審特別委員会報告
 平成25年 障害者差別解消法制定（28年施行）
 平成26年 障害者権利条約批准
- 2 東京都の動向
 平成24年 小学校「特別支援教室」（情緒障害等の巡回指導）モデル事業開始
- 3 世田谷区の動向
 平成19年 全区立小・中学校で特別支援教育開始

ポイント

- ・障害の有無に関わらず共に学ぶことの追求
- ・障害のある児童・生徒への合理的配慮

第2章 世田谷区におけるこれまでの取り組みの現状及び課題

1 取り組みの現状



2 現状における課題

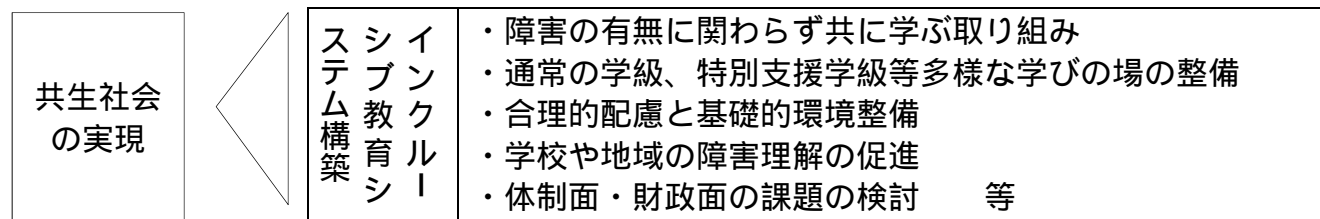
(1) 支援対象児童・生徒の増加への対応

特別支援学級の児童・生徒数			
	18年度	26年度	比較
全体	626人	1,067人	1.7倍
情緒障害(小)	122人	367人	3.0倍
“(中)”	49人	111人	2.3倍

情緒障害等の指導を受ける児童・生徒が増えている。

通常の学級	
発達障害の可能性のある児童・生徒の割合（文部科学省調査）	平成14年度 6.3%
	平成24年度 6.5%

(2) 共生社会の形成に向けた対応



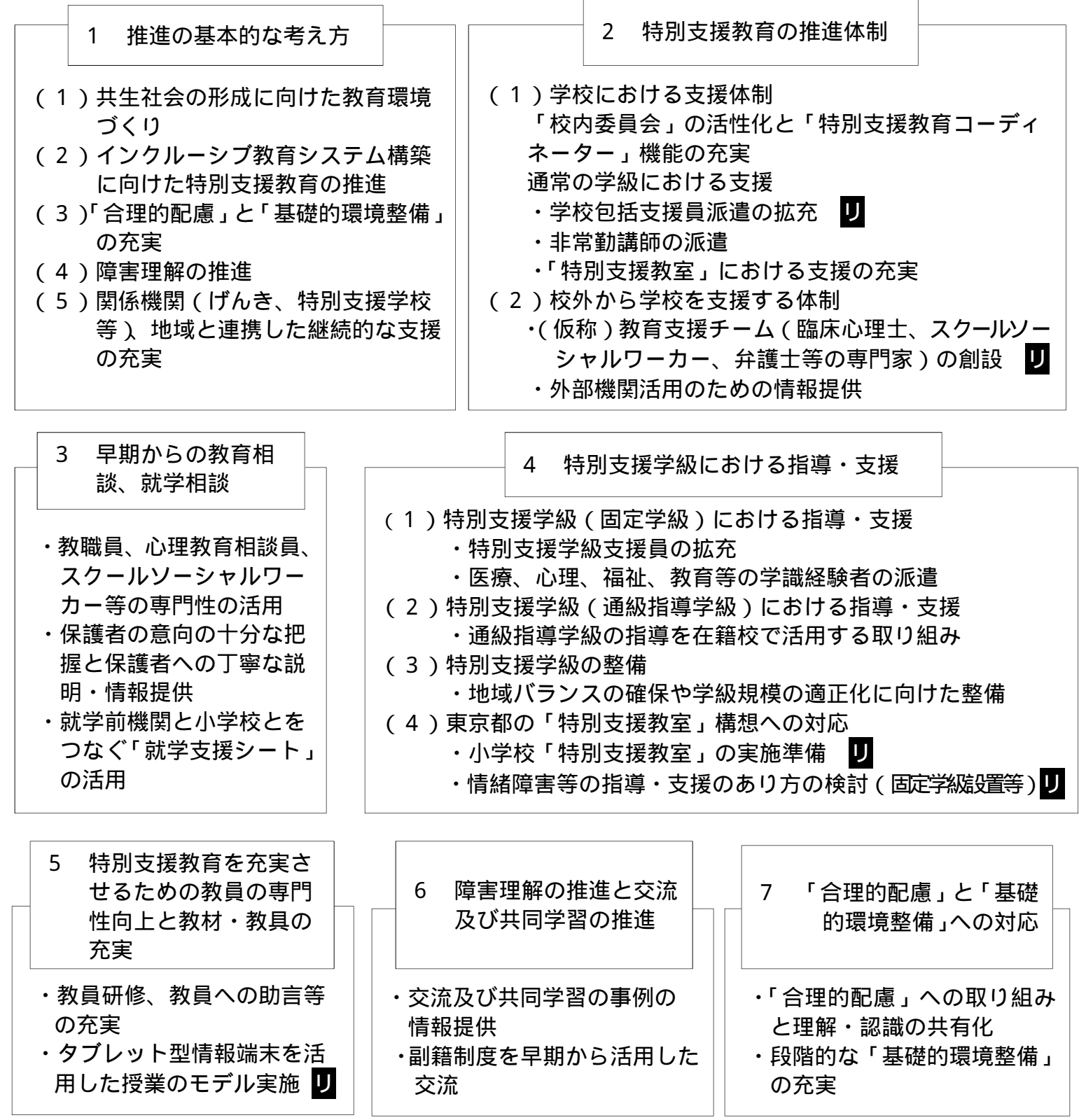
第3章 第2次世田谷区教育ビジョンと本検討委員会の位置づけ

- 1 第2次世田谷区教育ビジョン（平成26年～35年度）の考え方
- 2 検討委員会の位置づけ
 教育ビジョンを踏まえ、学識経験者の助言もいただきながら、実務レベルでの検討。

第4章 今後の特別支援教育の推進のあり方

U: リーディング事業

考え方 と 取り組みの方向



第5章 検討の継続

障害者差別解消法に基づく国の方針など、特別支援教育や障害福祉についての国や東京都の動向を今後も注視しながら、検討を継続していく。

世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方

(案)

平成 27 年 1 月現在

世田谷区教育委員会

はじめに

障害のある児童・生徒の教育的ニーズにこたえるため、世田谷区で特別支援教育を本格的に開始して、今年で8年目に入りました。

現在、区立小・中学校のほぼ半数に特別支援学級が設置され、1,000人を超える児童・生徒が特別支援学級で学び、自らの可能性を開こうと、それぞれの課題に取り組んでいます。

また、教育委員会では、学校内で特別支援教育を進める体制と学校外から学校を支援する体制とを整え、都立特別支援学校とも連携しながら、特別支援学級と通常の学級を通じ、特別支援教育を着実に進めてきました。

これもひとえに、児童・生徒、保護者、教職員、関係するすべての方々の理解と協力、たゆまぬ努力の賜物です。

さて、この間、わが国の特別支援教育をめぐる環境は大きく変わりました。障害者権利条約が国連総会で採択され、わが国は、国内法整備の手続きを経て、平成26年1月に条約を批准しました。条約に規定されるインクルーシブ教育システムの構築は、わが国の教育における課題のひとつとなっています。

また、社会のグローバル化やICT化が進み、東日本大震災を経験して生命の尊さや地域社会の大切さが強く認識されるなど、人々の生活や意識も変化していると思われます。

さらに、区立小・中学校の特別支援学級に学ぶ児童・生徒は、この8年で1.7倍になるとともに、一人ひとりの児童・生徒に応じたきめ細かな指導や支援の充実が求められるなど、特別支援教育への期待とニーズはますます高まっています。

こうした中、第2次世田谷区教育ビジョンで特別支援教育が今後10年の重点事業に位置付けられることを踏まえ、教育ビジョンを推進するために、今後どのように取り組むべきか、区立小・中学校の教職員や関係者が集まり、検討を始めました。世田谷区で特別支援教育に関して本格的に検討したのは、平成17年以来のことです。

このたび、2年度にわたる検討の結果、「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」として、今後10年程度を見すえた、現時点での「考え方」やめざすべき「取り組みの方向」をとりまとめました。

今後は、今回とりまとめた「考え方」や「取り組みの方向」の実現のための計画づくりなどに取り組むとともに、引き続き特別支援教育に関する国の動向などを見ながら、検討を継続していきます。

そして教育委員会はこれからも、児童・生徒が、将来、社会で持てる力を発揮していけるよう、児童・生徒の声に耳を傾け、成長に目を注ぎ、学ぶ達成感や生きる力を育みながら、特別支援教育を推進していきます。

目 次

第1章 特別支援教育施策をめぐる国、東京都、世田谷区の動向	
1 国の動向	1
2 東京都の動向	3
3 世田谷区の動向	3
第2章 世田谷区におけるこれまでの取り組みの現状及び課題	
1 取り組みの現状	5
2 現状における課題	10
第3章 第2次世田谷区教育ビジョンと本検討委員会の位置づけ	
1 第2次世田谷区教育ビジョンの考え方	14
2 本検討委員会の位置づけ	16
第4章 今後の特別支援教育の推進のあり方	
1 推進の基本的な考え方	17
2 特別支援教育の推進体制	19
(1) 学校における支援体制	19
「校内委員会」の活性化と「特別支援教育 コーディネーター」機能の充実	19
通常の学級における支援	21
(2) 校外から学校を支援する体制	24
3 早期からの教育相談、就学相談	26
4 特別支援学級における指導・支援	29
(1) 特別支援学級(固定学級)における指導・支援	29
(2) 特別支援学級(通級指導学級)における指導・支援	31
(3) 特別支援学級の整備	33
(4) 東京都の「特別支援教室」構想への対応	34
5 特別支援教育を充実させるための教員の専門性向上と 教材・教具の充実	36
6 障害理解の推進と交流及び共同学習の推進	39
7 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」への対応	41
第5章 検討の継続	
1 検討の継続	44

【資料編】

1	世田谷区特別支援教育のあり方検討委員会設置要綱	46
2	世田谷区特別支援教育のあり方検討委員会委員名簿	48
3	世田谷区特別支援教育のあり方検討委員会検討経過	49
4	世田谷区における特別支援教育の現況資料	50
5	用語解説	55

第1章 特別支援教育施策をめぐる国、東京都、世田谷区の動向

1 国の動向

平成5年度に、通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童・生徒が通常の学級で教科等の授業を受けながら、特別の指導を特別な場で行う「通級による指導」を開始。学校教育法施行規則の一部改正による制度化

平成13年1月に、21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議が「21世紀の特殊教育の在り方について」を最終報告。これからの特殊教育は障害のある児童・生徒の視点に立ち、一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援を行なうことが必要と提言

平成14年度に、文部科学省が「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する全国実態調査」を実施。知的発達の遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を有していると学級担任が回答した児童・生徒の割合は6.3%であることを明記

平成15年3月、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が「今後の特別支援教育のあり方について」を最終報告。障害の程度等に応じ特別な場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行なう「特別支援教育」への転換を図ることを提言

平成16年に、障害者基本法が改正され、障害者の自立及び社会参加の一層の促進のため、交流及び共同学習の積極的推進などを規定

平成17年4月、発達障害者支援法が施行。国・地方公共団体は、発達障害児がその障害に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じることなどを規定

平成17年12月、中央教育審議会が「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」を答申

平成18年6月、学校教育法等の一部を改正する法律の公布。盲・ろう・養護学校を障害種を超えた「特別支援学校」に一本化。特殊教育を「特別支援教育」に。特殊学級（心身障害学級）を「特別支援学級」に改め、小・中学校では、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒等に対して障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行なうことを規定

平成19年に、学校教育法等の一部を改正する法律の施行を受け、障害のある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う「特別支援教育」を開始

平成23年に、障害者基本法の改正。「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるように

するため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」などを規定

平成24年7月に、中央教育審議会の特別支援教育の在り方に関する特別委員会が「共成社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。」「小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」「すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。」などを報告

平成24年12月に、文部科学省が「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する調査」を実施。知的発達の遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合は、6.5%であることを明記

平成25年6月に、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定。平成28年4月施行

平成25年9月に、平成24年の中央教育審議会報告で「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたことなどを踏まえ、学校教育法施行令にて就学に関する所要の改正

平成26年1月20日に「障害者の権利のための条約」の批准書を寄託し、2月19日から効力発効。条約第24条には「インクルーシブ教育」の規定

平成26年7月に、教育再生実行会議が「一人一人の豊かな人生を実現していくためには、個人の可能性を最大限引き出すとともに、少子化を克服し、国力の源である人材の質と量を充実・確保していく必要がある。」「学力の定着等に課題を抱える児童・生徒や、発達障害児を含む特別支援教育を必要とする児童・生徒に対して、きめ細かい指導や社会的自立に向けた支援を行うことができるよう、国及び地方公共団体は、教師の専門的指導力の向上とともに、教職員配置や専門スタッフの充実を図る。」を提言

2 東京都の動向

平成15年12月に、東京都心身障害教育改善検討委員会が「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」を答申

平成16年11月に、上記の答申を踏まえ、東京都特別支援教育推進計画第一次実施計画（16年11月～19年度）を策定

平成19年3月に、「東京の特別支援教育～特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書～（最終報告）」を策定し、東京都における特別支援教育推進のためのガイドラインを発行

平成20年3月に、東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画（20年度～22年度）を策定

平成22年11月に、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（23年度～28年度）を策定。「通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援を充実させるための『特別支援教室』構想」などを提示

平成26年3月に、副籍ガイドブックを発行。「都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る『副籍制度』の推進・充実」を明記

3 世田谷区の動向

平成16年7月に、世田谷区特別支援教育検討委員会（学識経験者・医師・都立養護学校長・保護者代表・区立小中学校長代表などで構成）を設置し、区における特別支援教育の基本的な方向性の検討を開始

平成17年2月に、上記検討委員会が「世田谷区における特別支援教育の在り方について」を中間報告

平成17年3月に、区の今後10年間の教育の方向性を示す「世田谷区教育ビジョン」を策定。同ビジョンの施策の柱の一つ「未来を担う子どもを育てる教育」の中に「特別支援教育の推進」を位置づけることを明記

平成17年4月に、教育委員会が区立学校10校を「世田谷区特別支援教育モデル校」に指定し、学校内の推進体制整備に向けた実証的な研究を推進

平成17年9月に、世田谷区特別支援教育検討委員会が「世田谷区における特別支援教育の在り方について」を報告。平成19年からの特別支援教育体制への移行を明記

平成18年3月に、区の今後10年間の障害者（児）施策の方向性を示す「せたがやノーマライゼーションプラン」を策定。保健、医療、福祉、教育、労働等の多様な専門領域で障害者（児）施策を推進することとした。平成22年5月には、国の法改正等の動向を踏まえた調整にもとづき、「せたがやノーマライゼーシ

ョンプラン～後期事業補足版～」を策定

平成18年4月に、前年度の「世田谷区特別支援教育モデル校」の実証研究の成果を踏まえ、区立小・中学校全校で教育的支援の試行開始

平成19年4月、区立小・中学校全校で特別支援教育の開始

平成19年4月に、ユニバーサルデザインを総合的に推進することにより、すべての区民が個人として尊重され、共に支えあい、安全で安心して快適に住み続けることのできる社会の実現を図り、将来にわたって活力に満ちた世田谷をつくりあげていくことを理念に掲げる「ユニバーサルデザイン推進条例」を施行

平成20年8月に、「発達障害の子どもが地域の一員として自立することを支援する」ことを基本目標に、「早期発見・早期対応」などの基本的取り組みを掲げた「発達障害児支援基本計画」を策定。平成21年3月には、「発達障害児支援実施計画」を策定

平成21年4月に、発達障害児支援基本計画に基づき、発達障害の支援を推進するため、中核的な拠点施設として「世田谷区発達障害相談・療育センター（愛称“げんき”）」を開設

平成25年4月に、子どもの人権を擁護し、救済を図るため、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関として「世田谷区子どもの人権擁護機関（愛称“せたホッと”）」を設置（同年7月より相談等の活動を開始）

平成25年9月に「世田谷区基本構想」を議決。「子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する」など9つのビジョン。平成26年3月には、「世田谷区基本計画」と「世田谷区新実施計画」を策定し、特別支援教育を含めた教育分野などで具体的な取り組みを進めることを明記

平成26年3月に、「第2次世田谷区教育ビジョン・第1期行動計画」を策定。特別支援教育を今後10年間で重点的に取り組む事業に位置づけることを明記

平成26年9月に、一般就労になじまない若者やさまざまな理由から社会との接点を持たず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができない、ひきこもりなどの生きづらさを抱えた若者の支援施設として「世田谷若者総合支援センター」を開設

第2章 世田谷区におけるこれまでの取り組みの現状及び課題

1 取り組みの現状

特別支援教育は、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び支援を行うものであり、配慮を必要とする児童・生徒が在籍するすべての学校において推進されるものです。

区では、平成17年9月に世田谷区特別支援教育検討委員会が取りまとめた「世田谷区における特別支援教育の在り方について」の中で示された、学校における指導・支援と学校を外部から支援する、その両面からの推進体制を整え、その充実を図りながら、これまで特別支援教育を推進してきました。

区の特別支援教育の推進体制の概念図は、9ページに示すとおりであり、その概要にも触れつつ、区における取り組みの現状を主に「学校における指導・支援」「学校を外部から支援する体制」「教育相談と就学相談」の面から、以下に整理します。

《学校における指導・支援》

- 学校の指導・支援体制の中心が「校内委員会」で、配慮を要する児童・生徒に対し適切な教育や支援を行うことを目的として、各学校に設置されている校内組織です。特別支援教育コーディネーターを中心に、校長、副校長、担任教諭、主幹教諭、養護教諭、特別支援学級の教諭（特別支援学級設置校の場合）、スクールカウンセラーなどで構成されます。校内委員会では、児童・生徒の状態を把握し、支援の計画づくり、校内研修の実施、外部機関との連携などに取り組んでいます。
- 学校内において、特別支援教育を推進するための中心的な役割を担う教員が「特別支援教育コーディネーター」で、学校規模や教員の専門性等を踏まえて、学校長が指名します。すべての学校で指名されており、複数指名している学校もあります。特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会の運営や校外アドバイザー（6ページ）等関係機関との連携が進められています。
- 世田谷区が設置する小・中学校の「特別支援学級」には、「固定学級」と「通級指導学級」があります。「固定学級」は、その学校に在籍し、毎日通いながら、学習活動及び生活全般において特別な指導を必要とする児童・生徒が対象で、区内には「知的障害学級」と「肢体不自由学級」があります。「通級指導学級」は、「通常の学級」に在籍しながら学習活動の一部において特別な指導を必要とする児童・生徒が対象で、区内には「弱視」「難聴」「言語障害」「情緒障害等」の4種の学級があります。なお、特別支援学級の整備については、地域バランスや既存の特別支援

学級の状況等を踏まえながら、計画的に整備してきており、平成26年度現在、区立小・中学校のほぼ半数の学校に特別支援学級を設置しています。なお、東京都は平成28年度から小学校の情緒障害等通級指導学級を見直し、『特別支援教室』構想の実施を計画中です(34ページ)。

- ・ 「児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた指導」の充実を図るために、「通常の学級」では、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かい指導を行うため、学校が保護者からの意見等を参考に、児童・生徒一人ひとりの学校における指導・支援を具体化する「個別指導計画」の普及・活用に取り組んでいます。また、「特別支援学級(固定学級)」では、教育、保健・医療、福祉、労働等との連携に基づき、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行うことを目的に、障害のある児童・生徒本人や保護者の希望を踏まえ、作成される「個別の教育支援計画」(東京都は来年度から学校生活支援シートと改称)の普及・活用に取り組んでいます。
- ・ また、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズへの確に対応するため、就学支援シート及び就学支援ファイルを導入し、就学前の教育機関等から児童の様子や支援方法等を小学校に引き継ぎ、指導に役立てています。
- ・ 多くの特別支援学級(固定学級)では、通常の学級との「交流及び共同学習」などを実施しています。各学校の実態に応じて、総合的な学習の時間の中で、ともに活動して交流を深めたり、運動会などの学校行事等に一緒に参加したりするなど、さまざまな形態で実施されています。また、児童・生徒の状況に応じて、個別に一部の各教科等で通常の学級に参加している状況です。「交流及び共同学習」は、特別支援学級と通常の学級の児童・生徒の双方に、豊かな人間性を育てていく上で意義があり、今後一層推進していく必要があります。
- ・ 配慮を要する児童・生徒を指導する教員の専門性の向上のため、初任者等研修をはじめ各種研修の中で、特別支援教育を盛り込み、障害理解の促進や専門性・指導力の向上に取り組んでいます。合わせて、特別支援学級へ医療、心理、福祉、教育等の学識経験者を派遣し、児童・生徒の状況を踏まえた、専門的見地からの指導・助言を受けることにより、適切かつ効果的な指導を行っています。

《学校を外部から支援する体制》

- ・ 学校を支援するしくみとして、学校外にあって、学校と関係機関との連絡・調整や、学校に直接助言・支援を行うなど、学校が関係機関から専門的な支援を求めるときの窓口となる「校外アドバイザー」の役割を、教育相談室に位置づけ、教育相談室の教育相談専門指導員や心理教育相談員、スクールソーシャルワーカーが各学校からの要請に基づき、校内の研修講師を担ったり、校内委員会や支援の要請を受けた児童・生徒や学級の課題に関する個別会議等で助言を行ったりす

るなど、学校への支援を進めています。

- ・ 配慮を要する児童・生徒が在籍する通常の学級を支援するため、教育センター内の学校支援室から「学校支援員」を各校へ派遣し、安全配慮や生活指導上の支援などを行っています。平成26年度は、学校支援員制度をさらに充実するため、学校包括支援員モデル事業を実施しています。学校包括支援員は中学校に配置され、その学び舎内の小・中学校で、学校支援員が実施している支援に加え、校内委員会へ参加するなど、これまでよりも幅広い支援に取り組んでいます。また、配慮を要する児童・生徒に対する学習面での指導の充実を図るため、「教科の補充指導のための非常勤講師」を配置しています。さらに、大学との連携のもと、「大学生ボランティア」による支援なども行われています。
- ・ 特別支援学級（固定学級）では、学級担任のほかに、担任を支える補助者として、非常勤職員の「特別支援学級支援員」と、臨時職員の「介添員」を各学級の状況に応じて配置し、円滑な学級運営を図っています。特別支援学級支援員は、学級担任の指導・指示のもと、児童・生徒への教育活動上、生活指導上必要な援助や安全管理等を行っています。また、介添員は、学級担任の指導・指示のもと、児童・生徒の学校生活における日常生活の介助や安全管理等の支援を行っています。
- ・ 特別支援教育の推進のために、地域のセンター的な役割を担う「特別支援学校」の教員から、児童・生徒の実態把握や課題設定の考え方、教材・教具の情報提供など、さまざまな助言を受けながら、区立学校教員の専門性の向上を図っています。

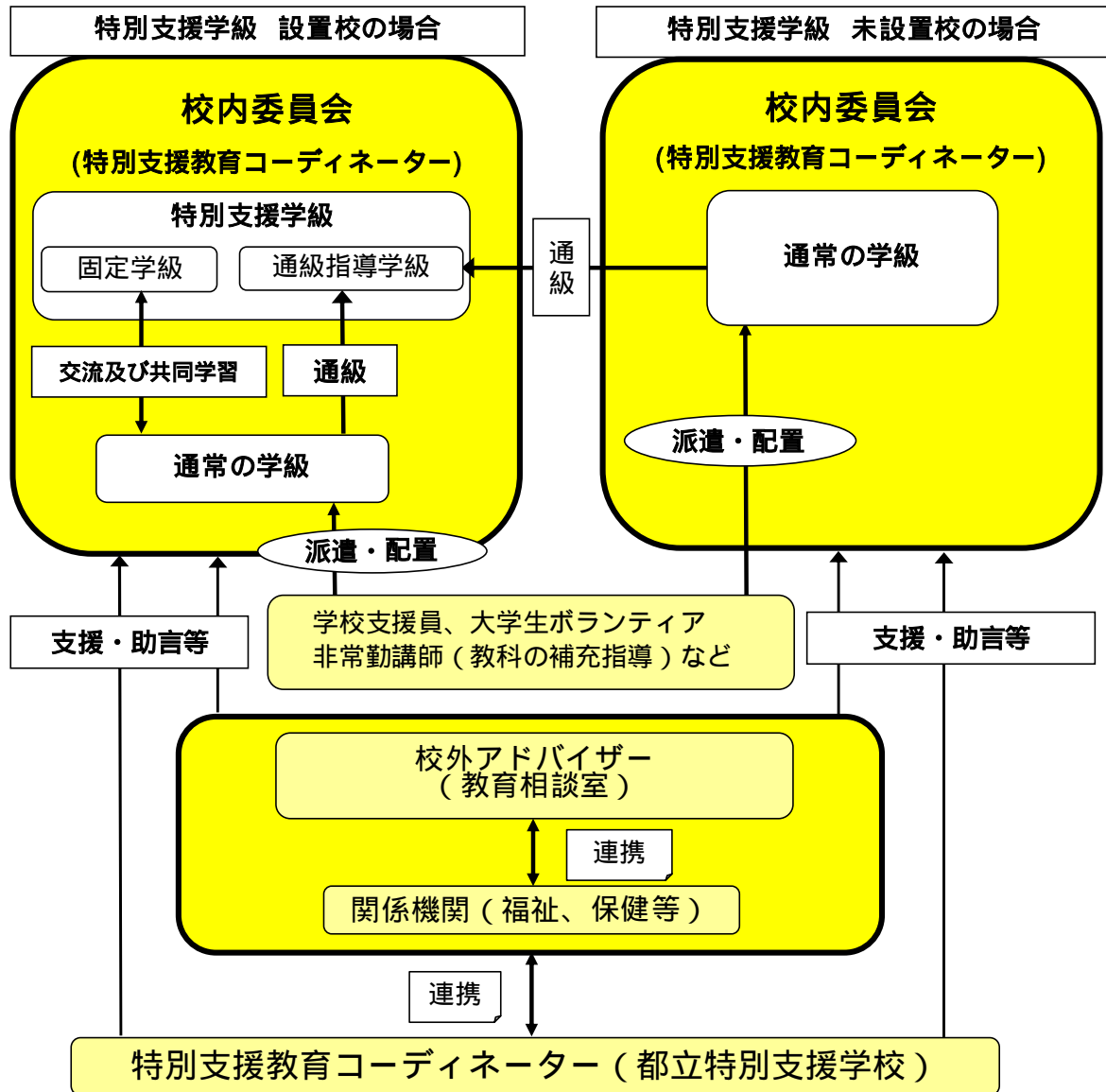
《教育相談と就学相談》

- ・ 「教育相談室」では、学校や社会等への適応困難を示す児童・生徒への心理的な援助や、保護者からの教育に関する相談に対し、援助・助言を行っています。相談室は、総合教育相談室と、教育相談室分室（世田谷・玉川・砧・烏山）があり、来室相談や電話相談、不登校相談窓口で相談に応じています。さらに、教育相談員の専門性を活かし、学校教育相談体制の充実や、特別支援教育の推進のための学校支援（幼稚園を含む）を行っています。
- ・ 社会福祉士などの資格を有する「スクールソーシャルワーカー」を総合教育相談室に配置し、福祉分野に関する知見を用いて、福祉的課題のある児童・生徒や家庭の環境への働きかけ、関係機関との連携・調整を行い、児童・生徒とその保護者及び学校を支援しています。
- ・ いじめや不登校などの児童・生徒の問題行動、学校不適応等の解決に向け「スクールカウンセラー」を配置し、学校現場における教育相談機能の充実を図っています。平成25年度からは、小・中学校全校に区任用スクールカウンセラー及

び都任用スクールカウンセラーをそれぞれ配置しています。

- ・ 「就学相談」は、特別支援学級への入級・通級を希望する児童・生徒とその保護者からの相談です。小学校入学や中学校進学、通級指導学級への通級、通常の学級等から特別支援学級等への転学等の相談があります。
- ・ 就学相談にあたっては、就学相談員による保護者との面談、心理教育相談員による子どもの発達検査、教員による行動観察を行い、医師や教員、心理教育相談員等で構成する就学支援委員会で検討して就学先の意見をまとめ、その意見を踏まえての保護者との相談等の過程を経て、教育委員会が就学先を決定しています。

< 特別支援教育の推進体制 >



2 現状における課題

(1) 支援対象児童・生徒の増加への対応

平成24年度に、文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する調査」では、知的発達の遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合は6.5%という結果となりました。平成14年度に実施した同様の調査結果と比較して、0.2%の増加になっています。

区においても、児童・生徒数を特別支援教育が始まる前年の平成18年度と平成26年度とを比較すると、特別支援学級に通う児童・生徒は、1.7倍になっています。特に、児童・生徒数が増えているのは、情緒障害等通級指導学級で、小学校は3.0倍、中学校は2.3倍になっています。このように特別支援学級に入級する児童・生徒は増加傾向にあり、今後とも、障害の種別や学級形態、地域的なバランス、既設の学級規模などを考慮しながら、計画的な学級整備に取り組む必要があります。

発達障害等の傾向がある児童・生徒の教育的ニーズが著しく増加しており、在籍する通常の学級の支援体制の充実が求められています。教員の専門性の向上や校内委員会等の体制強化など、学校における支援体制を充実していく必要があります。合わせて、校外から学校を支援する体制の充実についても、積極的に取り組む必要があります。また、通級指導学級における指導では、状態の改善が困難と思われる児童・生徒を対象とした自閉症・情緒障害学級（固定学級）の設置についても検討し、連続性のある支援の場をさらに整備していく必要があります。

医療が必要な児童・生徒や入院している児童・生徒の教育について、研究する必要があります。

児童・生徒の増加と合わせて、特別支援教育への保護者の関心も高まってきていることなどから、配慮を要する児童・生徒の就学相談や教育相談のニーズは大幅に増加しており、専門的で実効性のある支援の充実などが求められています。

今後の特別支援教育の推進にあたっては、学校の指導・支援体制の充実、教育環境の整備・充実、教育相談や就学相談体制の強化や、指導する教員の専門性向上とともに、教育と保健福祉等（医療・保健・福祉・労働等）の分野との連携がますます重要となっており、領域横断的かつ総合的な指導・支援の推進が課題となっています。

(2) 共生社会の形成に向けた対応

世田谷区では、現在、障害者基本法に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画としての「せたがやノーマライゼーションプラン」の策定に取り組んでいます。その基本理念の一つに、「共生社会」の実現を掲げ

ています。

共生社会の形成に向け、教育分野においては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要です。同条約第24条では、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。

「合理的配慮」については、障害者の権利に関する条約第2条、障害者差別解消法で定義づけられ、教育の面では、中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。」としています。

区としても、障害者の権利に関する条約等の精神を踏まえ、「合理的配慮」について、推進していくことが必要です。

平成24年に、中央教育審議会の特別支援教育の在り方に関する特別委員会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で報告したように、区においてもインクルーシブ教育システムの構築のための教育環境の整備や、特別支援教育のさらなる推進が重要です。

障害の有無にかかわらず、共に学ぶことをめざすために、すべての児童・生徒が授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した学校生活を送ることができるようにする視点を持つことが大切です。

学校の設置者や学校が、一人ひとりの児童・生徒の状態や教育的ニーズ等に応じ、教育内容や教育方法等について、必要かつ適当な変更・調整を行うなど、引き続き「合理的配慮」に取り組む必要があります。また、連続性のある支援の場や専門性のある指導体制の確保、教材の確保、施設・設備の整備など、合理的配慮の基礎となる「基礎的環境整備」も推進していく必要があります。合理的配慮や基礎的環境整備の推進にあたっては、体制面や財政面の課題もあります。

共生社会の形成に向けて、次世代を担う児童・生徒に対して、障害理解を深められるような取り組みを進めていく必要があります。現在も取り組んでいる交流及び共同学習について、今後、どのように充実や発展を図っていくか、課題となっています。また、インクルーシブ教育システム構築の推進にあたっては、普段

から地域に障害のある人がいるということが認知され、障害のある人と地域の人々や保護者との相互理解が重要であることから、学校・家庭・地域が連携・協働し、障害理解を促進していく必要もあります。

特別支援学級の整備及び児童・生徒数の推移								各年度の5月1日現在				
区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
小学校	固定	知的障害学級	学校数	14	14	14	14	14	15	15	15	
			学級数	28	31	33	32	32	32	34	36	35
			児童数	175	188	207	208	203	206	209	233	225
		肢体不自由学級	学校数	1	1	1	2	2	2	2	2	2
			学級数	1	1	2	3	3	3	3	3	3
			児童数	7	8	10	13	17	17	18	17	14
	通級	弱視学級	学校数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			児童数	11	11	12	12	12	11	13	12	13
		難聴学級	学校数	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			児童数	21	22	22	28	22	21	18	18	16
		言語障害学級	学校数	3	4	4	4	4	4	4	4	4
			学級数	8	9	9	9	9	9	9	9	9
			児童数	131	146	134	135	153	146	133	144	162
		情緒障害学級	学校数	3	5	7	7	8	9	10	11	11
			学級数	13	17	22	25	27	29	32	36	41
			児童数	122	150	186	217	242	268	289	318	367
中学校	固定	知的障害学級	学校数	6	6	6	6	7	7	7	7	
			学級数	16	15	17	18	19	19	17	19	19
			生徒数	103	101	118	124	123	123	115	139	140
		肢体不自由学級	学校数	/	/	/	/	/	1	1	1	1
			学級数	/	/	/	/	/	1	1	2	2
			生徒数	/	/	/	/	/	3	6	10	12
	通級	難聴学級	学校数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			生徒数	7	5	3	2	1	2	4	5	7
		情緒障害学級	学校数	2	2	2	3	3	4	4	4	5
			学級数	6	7	7	9	10	12	13	13	14
			生徒数	49	57	65	71	80	94	108	105	111
小・中学校合計	学校数	33	36	38	40	42	45	47	48	49		
	学級数	76	84	94	100	104	109	113	122	127		
	児童生徒数	626	688	757	810	853	891	913	1,001	1,067		

第3章 第2次世田谷区教育ビジョンと本検討委員会の位置づけ

1 第2次教育ビジョン（平成26～35年度）の考え方

平成26年3月に策定した、区の教育振興基本計画である第2次世田谷区教育ビジョンでは、区の教育目標とともに、今後10年間の基本的な考え方を示し、3つの基本方針のもと、各種の施策を推進していくこととしています。特別支援教育についても、ビジョンで示された教育目標などを踏まえ、さまざまな教育施策と連携しながら、推進していきます。

（1）教育目標

すべての区民が人権尊重の理念を正しく理解し、さまざまな差別や偏見をなくし、人としての尊さを自他ともに認識し、また思いやりの心や社会生活における基本的なルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくんでいくことが求められます。教育委員会は、人権尊重の理念を広く社会に定着させるとともに、互いを尊重し、支えあうために教育の果たす役割は極めて大きいとの認識にたち、人権尊重の精神を基調とし、すべての教育活動を通して人権教育を推進します。

また、我が国を取り巻く環境が大きく変容する中で、人が人として生きるうえで大切なもの、日本人としてのアイデンティティ、グローバル社会で活躍するための資質・国際感覚、自ら考え、解決に向けて行動する力などを身に付けた人を育成することが重要であるとの認識にたち、以下の教育目標を定め、推進します。

世田谷区教育委員会は、育てたい子ども像を次のように定めます。

ひとの喜びを自分の喜びとし、ひとの悲しみを自分の悲しみとすることのできる子ども

生きることを深く愛し、理想をもち、自らを高めようとする志をもつ子ども

日本の美しい風土によってはぐくまれ伝えられてきた日本の情操や、文化・伝統を大切に継承する子ども

深く考え、自分を表現することができ、多様な文化や言語の国際社会で、世界の人々と共に生きることのできる子ども

このことによって、自他を敬愛し、理想と志をもち、我が国と郷土を愛し、世界の人々とともに生きることのできる自立した個人の育成を期するとともに、新しい豊かな文化の創造をめざす教育を推進します。

また、区民のだれもが、生涯を通して自ら学び、その成果をいかして生きがいを持ち、豊かな人生を送ることができる社会の実現をめざします。

教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚して相互に連携・協力し、地域に根ざして行うことが重要であるとの認識に立ち、地域とともに子どもを育てる教育を推進します。

(2) 今後 10 年間の基本的な考え方

教育ビジョンでは、教育目標の実現に向け、学校・家庭・保護者が連携・協働して取り組むことを一層重視し、さらに、誰もがひとしく生涯を通じて学ぶ意欲をもち、多様な能力や個性を発揮できる地域社会をつくるため、今後の 10 年間の教育の推進の基本的な考え方として、「一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、社会をたくましく生き抜く力を、学校・家庭・地域が連携してはぐくむ。」とし、多様性の尊重などを掲げています。

(3) 3 つの基本方針

また、同ビジョンでは、「地域とともに子どもを育てる教育の推進」「これからの社会を生き抜く力の育成」「生涯を通じた学びの充実」の 3 つの基本方針を掲げ、基本方針 2 の「これからの社会を生き抜く力の育成」の中で、特別支援教育に関して、「子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、一人ひとりの状況に応じた指導・支援の充実や教育相談体制・不登校対策の充実など、教育基盤の整備を図るとともに、インクルーシブ教育システムなど新たな特別支援教育施策について、国や東京都の動向を注視しながら対応していく。」としています。

(4) 重点事業

同ビジョンでは、今後 10 年間で重点的に取り組む事業として、8 事業を設定しており、その一つに「ニーズに応じた特別支援教育の推進」をあげ、取り組みの方向を「特別支援教育を一層進めるため、障害の種別や地域バランス等に配慮しながら、特別支援学級の計画的整備や学校での指導体制、学校への支援体制の充実を図るとともに、福祉・医療・関係行政機関等との一層の連携、ネットワークの充実に取り組めます。また、国や東京都の動向等を踏まえ、今後の世田谷区における特別支援教育のあり方について検討し、検討を踏まえた取り組みを進めていく。」としています。

2 本検討委員会の位置づけ

検討委員会は、前述した第2次世田谷区教育ビジョンの重点事業で掲げる「ニーズに応じた特別支援教育の推進」のために、今後の世田谷区における特別支援教育のあり方の検討を目的に、教育ビジョンの策定中であった、平成25年7月に設置しました。検討委員会では、区における特別支援教育の推進の現状把握と課題整理を踏まえた取り組みの改善をめざし、学識経験者の助言をいただきながら実務レベルによる検討を行ないました。

検討委員会は、第2次教育ビジョンに対するパブリックコメント等や障害者団体とのヒアリング結果なども参考にしながら、全13回にわたる検討を重ね、「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」として、とりまとめました。

なお、本検討が平成25年度と平成26年度の2カ年にわたったため、この報告内容には平成25年度の検討を踏まえ、平成26年度から実施済みの内容も含まれています。

第4章 今後の特別支援教育の推進のあり方

1 推進の基本的な考え方

(1) 共生社会の形成に向けた教育環境づくり

誰もがお互いを尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える地域社会の形成に向け、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がともにふれあい、学び合うことのできる環境づくりを進めていきます。

また、同じ場でともに学ぶことを進めると同時に、児童・生徒一人ひとりが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感や達成感をもちながら、充実した学校生活を送ることができるよう、教育環境を整備していきます。

(2) インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育の理念が重要になってきます。文部科学省が進めるインクルーシブ教育システムの構築に向けては、障害のある児童・生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長するための特別支援教育をさらに進めていく必要があります。特別支援学校、区立小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、シームレスで連続性のある支援の場を整備していきます。

(3) 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の充実

障害のある児童・生徒が十分な教育を受けることができるように、施設・設備等の基礎的環境整備や教育内容、教育手法等の合理的配慮を充実していきます。

(4) 障害理解の推進

交流及び共同学習は、障害のある児童・生徒にとっても、障害のない児童・生徒にとっても、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができます。こうした交流及び共同学習などの取り組みを充実し、共生社会の形成に向け、障害理解を推進していきます。

(5) 関係機関、地域と連携した継続的な支援の充実

障害のある児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々との交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められています。このため、関係機関（福祉、保健、医療等）や地域との連携を強化し、乳幼児期から中学校卒業までの一貫した支

援体制を充実していきます。発達障害相談・療育センター「げんき」や総合福祉センター「さくらポート」、特別支援学校、民間の放課後デイサービスなど、世田谷区にあるさまざまな社会的資源や機能を活用し、障害のある児童・生徒への教育の充実を図ります。

2 特別支援教育の推進体制

(1) 学校における支援体制

「校内委員会」の活性化と「特別支援教育コーディネーター」機能の充実

区では、配慮を要する児童・生徒に適切な教育や支援を行うことを目的に、区立小・中学校に校内委員会を設置するなど、学校内での特別支援教育の推進体制を整備してきました。校内委員会では、児童・生徒の状態の把握や支援の計画づくり、校内研修の実施、外部機関との連携、などに取り組んでいます。

校内委員会は、学校長の指導・指示のもと、特別支援教育コーディネーターの教員が調整役となり、副校長、学級担任、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援学級の担任、スクールカウンセラーなどが各校の状況や児童・生徒の状況に応じて構成員となります。

【現状と課題】

学校全体が特別支援教育や障害特性について共通理解を持ち、協力し合い、児童・生徒の教育的ニーズに応じた特別支援教育を進めることが求められています。

平成25年度の校内委員会の開催実績は、小学校の6割が年3回以上、中学校の8割が年4回以上などとなっており、学校規模等で差も見られます。校内委員会を生活指導委員会の中に位置づけている学校や生活指導委員会から独立させて設置している学校などがあります。

学校規模や特別支援学級設置の有無など、学校の状況により校内委員会の運営方法に違いが見られます。また、校内委員会とともに、学年会などにおいて、校内委員会で話し合われたことを受けて、児童・生徒の支援について検討することも重要です。

特別支援教育が始まった当初の校内委員会は、障害のことや特別支援教育の体制について話し合うことから取り組むこともありましたが、現在は具体的な児童・生徒の支援について話し合うことが主体となっています。

児童・生徒一人ひとりの障害の状態に応じたきめ細かな指導が行えるように、校内委員会で検討した配慮事項等を踏まえ、学校と保護者が連携し、各校で内容を工夫した個別指導計画を作成し、できる限りの支援を実施しています。

区ではこれまで、特別支援教育コーディネーターの基本的な役割について、「校内委員会の運営」及び「校外アドバイザー等関係機関との連携」と位置づけてきました。

平成25年度の特別支援教育コーディネーターの配置数は、小学校は9割、中学校は10割近くが1人ですが、2人若しくは3人配置している学校もあります。

校内委員会を十分に機能させるため、特別支援教育コーディネーターの重要性が増しています。学級担任が困っているところを吸い上げ、学級や学年で対応すべき課題か、学校全体で対応すべき課題かなどの判断も、特別支援教育コーディネーターには求められています。

特別支援教育コーディネーターが校内でどのように動いていくべきなのかなど、より実践的な研修を充実していく必要があります。

各校の特別支援教育コーディネーターが情報交換し、学び合っていけるような、特別支援教育コーディネーターどうしのつながりも重要です。

今後の「特別支援教室」導入や合理的配慮の実施などを踏まえると、校内における特別支援教育推進体制の要としての役割や重要性が高まることが予想されるため、特別支援教育コーディネーターの機能のあり方を考えていく必要があります。

特別支援教育コーディネーターが関係機関の具体的な取り組みを把握し、校内の要として活動できるよう、研修の充実や活動時間の確保が必要となっており、時間を確保するための手法を検討する必要もあります。

ケース対応の成功事例など、よい取り組みをしている学校の情報を共有することも重要です。

区では、小・中学校ともに、区任用と都任用のスクールカウンセラーを配置しています。校内にいる心理の専門職として、特別支援教育推進の役割も担っています。

【取り組みの方向】

特別支援教育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、新たな概念である合理的配慮についても理解を深めることができるように、特別支援教育コーディネーター研修や情報提供の充実を図ります。

校内委員会の好事例を各校で共有するなど、校内委員会のさらなる充実を図ります。

学校教育相談研修（初級及び中級）において、校内委員会や学年会等で使える児童・生徒の支援の検討手法について、教員が学べる機会を充実させます。

初任者研修等、すべての教員が特別支援教育や障害特性について学ぶ機会を充実させます。

「個別指導計画」の様式については各校で工夫し、活用している状況ですが、さらに普及していくため、参考様式の作成について検討し、充実を図ります。

学校のチーム対応力や関係機関との連携を強化するため、特別支援教育コーディネーターがより充実した活動を行うことができるように、環境の整備について研究・検討します。

通常の学級における支援

通常の学級は小学校1・2年生と中学校1年生は35人で1学級、その他の学年は40人で1学級を編成しています。区教育委員会では、配慮を要する児童・生徒が在籍する通常の学級への支援として、安全に配慮する学校支援員、学生ボランティアや個別に学習指導する非常勤講師を学校に派遣しています。学校支援員は学級等集団への支援を行い、非常勤講師は特定の児童・生徒に対し保護者の同意の上で個別の学習指導を行っています。

【現状と課題】

通常の学級に在籍している配慮を要する児童・生徒の教育的ニーズが高まっています。学校からは、配慮を要する児童・生徒が在籍する通常の学級への、安全配慮等への支援の充実が求められていますが、学校からの要請に十分応えることが難しくなってきました。

大規模校には大規模校の、小規模校には小規模校の特性からくる、通常の学級への支援のニーズがあります。

通常の学級における基礎的環境の状況等を踏まえつつ、通常の学級においても可能な限り、障害のある児童・生徒へ配慮していくことが重要です。

通常の学級の担任も、校内委員会等で特別支援教育に関するさまざまなことを学び、実際の具体的な対応を通じて専門性を高めていくことが大切です。

特別支援学級（固定、通級指導）が設置されている学校では、特別支援学級の担任が通常の学級の担任に児童・生徒の指導・支援の助言をすることができます。

学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症等の傾向がある児童・生徒には、個別的な学習指導や対人関係を中心とする社会生活技能に関する指導について、高いニーズがあります。年齢に応じ、徐々に自己理解ができるようにし、その上で自分の得意な面を生かし、苦手なことを乗り越える方法を身に付けられるよう、また、状況に応じて適切に行動することができるよう指導しています。

通常の学級への支援ニーズの高まりと財政状況とを考慮し、支援の充実に向けて、通常の学級への支援の仕組みをより効果的、効率的に変えていく必要があります。

配慮を要する児童・生徒に対しては、学校の方針や取り組みの全体像を検討し、学校支援員や非常勤講師に十分そのことを説明した上で支援を求めることが必要です。

通常の学級を支援する制度が、学校支援員、学生ボランティア、非常勤講師と分かれているため、学校と教育委員会ともに手続きが煩雑になっています。

支援を受けていた児童・生徒が4月に進級して環境が変わるときの支援が大切なため、従来、5～6月から学校に派遣していた学校支援員と非常勤講師を4月から

派遣するニーズがあります。

配慮を要する児童・生徒の支援のために、年間を通じて支援できる支援員へのニーズがあります。

学校支援員等が、学校での活動をするにあたって、特別支援教育や障害特性などに関する十分な研修を実施する必要があります。

学校支援員等を十分に活用するために、教員が学校支援員等の力を活かす方法を考えることが大切です。

教員をめざす人や教員を退職した人の中には、フルタイムの仕事は困難でも、特別支援教育に関心と意欲がある人材がいます。こうした人材を活用できる制度構築が求められています。

学校支援員は、教育センターに出勤し、教育センターの指導員の指導を受けながら各学校に派遣されていますが、学校からはもっと学校での活動時間を増やしてほしいというニーズがあります。そのため、スクールカウンセラーのように、学校に配置することも検討する必要があります。

学校支援員は、児童・生徒の支援を的確に行うため、児童・生徒への対応等を話し合う校内委員会に出席することも考えられます。

配慮を要する児童・生徒への支援を小・中学校で継続して行うために、学び舎単位で学校支援員を配置することも有効です。

教科の補充指導を行う非常勤講師は高い評価もありますが、児童・生徒の学力向上への寄与がわかりづらいことや、非常勤講師を探す負担があることが課題となっています。また、中学校では教科別の教員免許制度や生徒が周囲の目を気にすること等により、小学校に比べて個別の学習指導がしづらい面があります。

大学生ボランティアは、学校が児童・生徒の接し方から教える必要もありますが、学校からは活動を評価されており、区内大学等と連携して今後も取り組むことが求められています。

東京都の計画では、平成28年度から小学校に「特別支援教室」を設置することになっているため、発達障害の傾向がある児童・生徒の支援のあり方について、新たに検討していく必要があります。

【取り組みの方向】

通常の学級への支援を充実させるため、学校支援員制度を強化し、学校包括支援員制度をつくります。学校包括支援員は、中学校に直接配置し、学び舎内の小・中学校で活動します。平成26年度は、学校包括支援員のモデル事業を実施し、平成27年度以降拡充に向けて取り組みます。

学校包括支援員に対する、特別支援教育や障害特性に関する研修の実施や学校包括支援員の活用方法について、検討します。

区内大学等との連携を図り、大学生ボランティアによる支援を実施していきます。配慮を要する児童・生徒に対する人的な支援が強く求められていることから、特別支援教育に関心と意欲がある地域人材を活用できる仕組みについて、研究・検討します。

教科の指導補充を行う非常勤講師は6月から派遣していましたが、平成26年度からは、非常勤講師を4月から小・中学校に派遣できるようにしました。

教員研修の充実、自主的な研究への支援、教員に助言する機会の充実などにより、教員の専門性の向上を図ります。

通常の学級の担任が、多様な教育的ニーズに対応できる授業づくり（担任が一人で工夫できる支援（合理的配慮）すべての児童・生徒への学習面や行動面での支援につながる取り組みなど）を行うための支援の取り組みを検討します。

東京都の「特別支援教室」導入計画を踏まえ、通常の学級に在籍している発達障害の傾向がある児童に対し、在籍校の学級担任やスクールカウンセラー、巡回指導の担任等が、今後どのように連携し、指導していくべきか検討し、「特別支援教室」における支援の充実を図ります。

(2) 校外から学校を支援する体制

配慮を要する児童・生徒の教育的ニーズは多様化しており、区では、教員が専門家の助言等を取り入れて、児童・生徒の指導・支援に活かせる体制を整備してきました。

【現状と課題】

学校では、発達障害など社会性やコミュニケーションなどに課題のある子どもの行動について、関係機関の専門職の助言やサポートを受けて、その行動の意味を理解して対応することが重要になっています。

適切な個別・具体の支援を実施するために、校内委員会で確認した内容を踏まえ、学校と関係機関がタイムリーに連携していくことが求められています。

支援が必要な児童・生徒にとって、入学当初の支援が一番重要であるため、幼稚園や保育園などの就学前機関や小学校からの情報を引き継ぎ、途切れることのない支援を提供することが必要です。また、発達障害等の傾向がある生徒も含め、中学校から高等学校等へ進学する際も情報を引き継ぎ、支援を継続していく必要があります。

世田谷区は、医療、福祉等の関係機関の社会資源に恵まれています。社会資源を十分に活用するためには、学校がどの場合にどこに相談すればよいかすぐにわかるような情報提供が求められています。

関係機関の情報は、学校においてはまず、校長・副校長や特別支援教育コーディネーターが把握しておく必要があります。

児童・生徒の状態や家庭環境が多様化する中で、学校がどの関係機関と連携するべきか、悩むケースがあります。

思春期など、児童・生徒の情緒が不安定になったときに、医療機関などとの連携が求められますが、専門性の高い医療機関などを見つけにくい状況もあります。

総合教育相談室の教育相談専門指導員や心理教育相談員、スクールソーシャルワーカーが、学校からの求めに応じ、配慮を要する児童・生徒を見て、配慮すべき点を学級担任に助言する等、校外アドバイザーとして学校支援に取り組んでいます。

地域の特別支援教育を推進していくため、センター的な機能を担う久我山青光学園や光明特別支援学校など、都立特別支援学校が近隣にあり、専門的なノウハウを有する教員がいるため、区立学校と特別支援学校との連携を進めています。

【取り組みの方向】

学校が抱える課題に応じ、臨床心理士、ソーシャルスクールワーカー、弁護士等の専門職がチームを組んで学校を支援する仕組みづくりを進めます((仮称)教育支援チーム)。

学校が外部機関を有効に活用できるように、特別支援教育コーディネーター研修等の実施や外部機関の情報提供、外部機関を活用するための相談体制などを充実させます。

小学校入学に際し、就学の前後で連続した指導・支援を行うため、就学前機関の様子や支援内容等を記載した「就学支援シート」や就学相談の状況を記載した「就学支援ファイル」の活用を一層進めます。中学校進学に際しては、小学校から中学校への連続した指導・支援を行うため、「就学支援ファイル」や「個別の教育支援計画」の活用、学び舎での小・中学校の連携を進めます。また、中学校から高等学校へ進学する際にも、支援を継続していくことができるように、「個別の教育支援計画」の活用等について検討します。

専門的な知識を有する都立特別支援学校と連携し、支援の充実を図ります。

教育相談室の校外アドバイザーを活用した「配慮を要する児童・生徒の理解と対応」や「保護者との連携」に関する研修の実施、支援が必要な児童・生徒の個別会議での助言など、校外からの支援体制の充実を図ります。

3 早期からの教育相談、就学相談

配慮を要する児童・生徒の教育相談は、各学校の教職員とスクールカウンセラーや区内5カ所の教育相談室等で、児童・生徒の教育的ニーズの把握などを行いながら、取り組んでいます。

就学相談は、特別支援学級への入級・通級を希望する児童・生徒とその保護者からの相談です。小学校入学や中学校進学、通級指導学級への通級、通常の学級等から特別支援学級等への転学等の相談があります。

例えば、翌年度に小学校に入学する子どもの就学先を決める就学相談については、就学相談員による保護者との面談、心理教育相談員による子どもの発達検査、教員による行動観察を行い、医師や教員、心理教育相談員等で構成する就学支援委員会で検討して就学先の意見をまとめ、その意見を踏まえての保護者との相談等の過程を経て、教育委員会が就学先を決定しています。

【現状と課題】

平成25年度の教育相談の件数は、教育相談室では1,360件、延べ回数は16,908回の来室相談を行いました。このうち、児童・生徒の「発達と障害」に関する相談は、432件(全体の32%)、6,431回(全体の38%)でした。

また、小学校のスクールカウンセラーは71,605回、中学校のスクールカウンセラーは19,005回の活動実績でした。スクールソーシャルワーカーについては、児童・生徒への支援が94件、関係機関との連携は169件となっています。児童・生徒、保護者からの相談や教員への助言、援助を行いました。

就学相談の件数は、特別支援教育が始まる前の平成18年度(391件)に対し、平成25年度(513件)は1.3倍になっています。特に情緒障害の相談が増えています。情緒障害等の指導について、今後、東京都が巡回型で指導する「特別支援教室」に転換すると、通級への移動の負担などがなくなるため、さらに情緒障害等の相談が増えるものと予測されます。

就学相談での情報について、保護者の同意を得ながら、入学後の指導・支援に活かしていくことが重要です。

就学相談での情報や就学前機関の支援が、「点」としての支援で終わることなく、就学後も「線」として継続的な支援につながるよう取り組んでいます。

都道府県で特別支援教育の推進体制に相違があるので、都外から転入した方に、東京都や世田谷区の特別支援教育の制度について、丁寧に説明していくことが必要です。

国では、今後の児童・生徒の就学先決定について、保護者へ就学にあたっての説明をし、教育支援委員会(仮称)で、児童・生徒の障害の状態、障害の状態に基づ

く教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況、その他の事情を踏まえ、総合的に就学先について判断し、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定する、ものとしています。また、就学先の決定のみならず、入学後の一貫した支援の助言も行うという観点から、従来の就学支援委員会や就学指導委員会を教育支援委員会（仮称）という名称にすることが適当としています。

インクルーシブ教育システムを構築するにあたっては、就学相談に際しても、通常の学級、特別支援学級（通級指導学級）、特別支援学級（固定学級）、特別支援学校それぞれで行っている指導・支援について、児童・生徒、保護者にわかりやすく説明していくことが必要です。その中で、区で取り組んできた就学支援委員会の実績を、インクルーシブ教育システムの構築にあたっても活かしていく必要があります。

就学相談に携わる教員を対象とした研修会の実施等により、専門性を確保しています。障害や就学相談に対する国や東京都などの考え方の変化や教員の異動等もあるため、引き続き専門性を維持していく必要があります。

学校入学後や通級開始後の様子を踏まえて、就学相談の結果を学校のみで検証していることが課題になっています。

【取り組みの方向】

教職員、スクールカウンセラー、教育相談専門指導員、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー等が専門性を活かしながら、関係機関とも連携し、児童・生徒の教育的ニーズに応じた、教育相談と就学相談を進めます。

引き続き就学相談の初期段階で、本人・保護者に対し、就学先決定の流れなどについて、わかりやすく説明していきます。今後も保護者の意向を十分に把握するとともに、子どもの状態についての就学支援委員会の見解や学校の状況等についての保護者への丁寧な説明・情報提供等を行っていきます。

小学校入学に際し、就学の前後で連続した指導・支援を行うため、就学前機関の様子や支援内容等を記載した「就学支援シート」や就学相談の状況を記載した「就学支援ファイル」の活用を一層進めます。中学校進学に際しては、小学校から中学校への連続した指導・支援を行うため、「就学支援ファイル」や「個別の教育支援計画」の活用、学び舎での小・中学校の連携を進めます。

早期からの教育相談や就学相談の充実のため、就学前機関と小学校との一層の連携等について、教育ビジョンに掲げる「幼児教育センター」機能の整備の中などで検討します。

学校内で行う教育相談や就学相談に携わる教員を対象とした、学校教育相談研修（初級及び中級）の実施や情報提供等を充実させます。

東京都の「特別支援教室」導入に伴い、これまでよりも相談を受ける児童数の増

加が予測されることから、教育相談や就学相談の体制強化について検討し、充実を図ります。

学校入学後や通級開始後も、就学相談で得られた配慮事項等を踏まえた指導の促進や就学先での適応状況の確認等ができるように、心理、福祉、医療等の専門職を活用し、児童・生徒や学校を支援する仕組みづくりについて検討します。

4 特別支援学級における指導・支援

(1) 特別支援学級（固定学級）における指導・支援

特別支援学級には、固定学級と通級指導学級があります。区では、小・中学校それぞれに、知的障害と肢体不自由の固定学級を設置しています。

特別支援学級（固定学級）は児童・生徒8人で1学級を編成します。学級担任に加え、担任の指導の下に児童・生徒を支援する特別支援学級支援員（非常勤職員）、介添員（臨時職員）を配置し、学級を運営しています。

【現状と課題】

特別支援学級（固定学級）に通う児童・生徒は、特別支援教育が始まる前年の平成18年度と平成26年度とを比較すると、約1.4倍に増えています。

区内の知的障害学級で大規模な学級と小規模な学級の差が見られます。大規模な学級の負担や小規模な学級の集団の確保のしづらさなどがあります。

学校間で学級規模に差が大きい知的障害の特別支援学級の規模の適正化のため、学区制を設けることなども検討することが求められています。

特別支援学級の担任と特別支援学級支援員・介添員とが打ち合わせをする時間をなかなかとれない状況もあります。

児童・生徒へ継続的に支援を行うために、通年雇用できる特別支援学級支援員のニーズは高いですが、遠足等の校外活動のときに臨時に支援する職員のニーズもあります。

介添員（臨時職員）は年間120日以内の雇用条件や業務にあたって同性介助などの必要があるため、人材の確保が学校の負担になっています。

一人ひとりの個性や能力が多様であるため、授業の組み立てや生活のリズムなども含め、学級経営が難しくなっています。

学校での指導について、個別指導計画をもとに保護者と指導内容や児童・生徒の発達状況を確認しています。

自己理解を深め自立すること、人との関わりを広げること、健康状態の維持・改善を図り生涯にわたる健康の基盤をつくること、自己肯定感を高めることなど、さまざまな目標を定め、日々の指導に取り組んでいます。

指導で使用する教材については、ICTの活用環境も含め、各学級を通じた一定程度の標準的な整備が求められています。

特別支援学級（固定学級）で、児童・生徒の状態に応じて、通常の学級の学習内容を取り扱うニーズもあります。

特別支援学級（固定学級）の児童・生徒の個性や発達の段階によっては、個別的指導が有効な場合と集団の中で指導した方がよい場合とがあります。

区では、特別支援学級（固定学級）の児童・生徒の指導・支援の専門性を高めるため、医療、心理、福祉、教育等の分野の学識経験者を派遣し、指導や助言を受けられる体制をとっていますが、学校では介添員の確保と同じく、学識経験者を確保するのが難しい状況があります。

発達障害等の児童・生徒に対する指導・支援の充実のため、固定学級設置を視野に入れ、教育課程の編成や評価のあり方などの課題を検討する必要があります。特別支援学級の担任への研修を実施し、専門性の向上を図っています。

【取り組みの方向】

学校が学識経験者事業を活用しやすくなるよう、講師の情報を区から学校へ提供していく取り組みなどについて検討し、充実を図ります。

地域とともに子どもを育てる教育を推進していくことを踏まえ、特別支援学級（知的障害）の規模の適正化や学区制の導入について検討します。

発達障害等の児童・生徒を対象とした固定学級の設置については、施設整備や教育課程、評価方法など、ハードとソフト両面の課題がありますが、高いニーズが見込まれるため、多角的な検討を行い、早期設置に向けて取り組みます。

特別支援学級（固定学級）の現状や課題を踏まえた研修を実施し、専門性や指導力の向上を図ります。

特別支援学級におけるICTを活用した授業の推進については、モデル事業を通じて研究・検討し、取り組みを進めます。

平成26年度から特別支援学級支援員の勤務時間を拡充するなど、特別支援学級支援員と介添員の体制の充実について検討します。

(2) 特別支援学級（通級指導学級）における指導・支援

特別支援学級（通級指導学級）は、通常の学級に籍を置いたまま、必要に応じて週に1～8時間の範囲で指導を受ける学級です。

区では、小学校は弱視、難聴、言語障害、情緒障害等、中学校は難聴、情緒障害等の通級指導学級を設置しています。特別支援学級（通級指導学級）は、情緒障害等は10人で1学級、弱視、難聴、言語障害は20人で1学級を編成しています。

【現状と課題】

特別支援学級（通級指導学級）に通う児童・生徒は、特別支援教育が始まる前年の平成18年度と平成26年度を比較すると、約2倍に増えています。とりわけ情緒障害等通級指導学級に通う児童・生徒は、2.8倍に増えています。

情緒障害等の通級指導学級では、小学校では個別指導及び小集団指導を行っています。中学校では主として小集団指導を行っていますが、中学校でも個別指導のニーズがあります。

各校で内容を工夫した個別指導計画を作成し、児童・生徒の成長を保護者とともに確認するコミュニケーションの手立てとしても活用しています。

通級指導学級での指導が在籍校の通常の学級での指導に継続して活かされるよう、通級指導学級と在籍校の学級担任、保護者の三者が児童・生徒の状態を共通理解した上で指導・支援するなど、連携と情報交換を密にしていくことが重要です。

中学校では、思春期に入り周囲の目を気にして、通級指導学級に通うことに抵抗感を示す生徒もいます。

視覚に障害のある児童を対象にした弱視通級指導学級では、タブレット型情報端末を試験的に取り入れて、指導に活用しています。

文字の読み書き学習に著しい困難（ディスレクシア）を抱えるなど、学習障害（LD）等の児童・生徒については、一人ひとりの障害の状態や特性に応じた教材の活用も含め、指導・支援の充実を検討していく必要があります。

指導で使用する教材については、ICTの環境も含め、各学級を通じた一定程度の標準的な整備が求められています。

特別支援学級の担任への研修を実施し、専門性の向上を図っています。

【取り組みの方向】

特別支援学級におけるICTを活用した授業の推進については、モデル事業を通じて研究・検討し、取り組みを進めます。

就学相談の状況や現在の特別支援学級（通級指導学級）の児童・生徒数等の状況、地域バランス等を踏まえ、特別支援学級（通級指導学級）の計画的整備を検討しま

す。

通級指導学級での指導が在籍校で活かされるように、通級指導学級と在籍校の学級担任、保護者の三者が情報交換を密にしながら、個別指導計画の活用を一層進めます。

また、通級指導学級の現状や課題を踏まえた研修を実施し、専門性や指導力の向上を図ります。

(3) 特別支援学級の整備

区立小・中学校には、特別支援学級が小・中学校合わせて49校に設置されています。

特別支援学級については、地域バランスや既存の特別支援学級の設置状況を踏まえ、計画的に整備しています。

種別の異なる特別支援学級を併設している学校（松沢小学校・奥沢小学校・尾山台小学校・駒沢小学校・烏山北小学校・世田谷中学校）については、それぞれ2校として計上しています。

【現状と課題】

知的障害の特別支援学級（固定学級）は、学校の余裕教室などを活用して整備してきた経緯もあり、小・中学校ともに地域的な偏在があり、学級規模が大きくなっている学校があります。

小学校の情緒障害等の指導については、東京都の「特別支援教室」導入の動向を踏まえ、巡回指導の拠点となる学校を整備していく必要があります。合わせて、すべての小学校に巡回指導を行うスペースの確保や指導環境を整備する必要があります。

中学校の情緒障害等通級指導学級についても地域的な偏在があります。

小学校の言語障害学級は、対象となる児童が増加傾向にあります。

発達障害等の児童・生徒に対する指導・支援の充実のため、固定学級設置を視野に入れ、教育課程の編成や評価のあり方などの課題を検討する必要があります。

【取り組みの方向】

知的障害の特別支援学級（固定学級）については、対象児童・生徒数の推移を見極めつつ、未整備地域の設置や学級規模の適正化について検討します。

東京都の「特別支援教室」実施の計画を踏まえ、「特別支援教室」の巡回指導の拠点となる学校の整備を順次進めます。巡回指導を行うスペースの確保や指導環境の整備も進めます。

中学校の情緒障害等通級指導学級については、対象生徒数の推移を見極めつつ、未整備地域の設置に関する検討を進めます。

小学校の言語障害学級については、対象児童数の推移を注視しつつ、空白となっている区北東部への設置について検討します。

発達障害等の児童・生徒を対象とした固定学級の設置については、施設整備や教育課程、評価方法など、ハードとソフト両面の課題がありますが、高いニーズが見込まれるため、多角的な検討を行い、早期設置に向けて取り組みます。

(4) 東京都の「特別支援教室」構想への対応

東京都の計画では、情緒障害等の指導について、平成28年度から小学校に「特別支援教室」を設置し、現在の児童が通級指導学級に通う方法から、教員が対象児童のいる学校に巡回し指導する方法を取り入れるとしています。

【東京都「特別支援教室」構想の概要】

東京都は特別支援教育推進計画第三次実施計画(平成22年11月)において、小・中学校における発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制の改善の方向及び計画として、「すべての小・中学校に『特別支援教室』を設置することによって、在籍校における支援体制を整備し、発達障害の児童・生徒に対する指導内容・方法の充実を図る。」「合わせて、自閉症・情緒障害学級(固定学級)の計画的な配置を進めることで、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級の役割分担を明確にした『重層的な支援体制』を確立し、発達障害の程度等に応じた教育内容・方法の充実と適切な就学のより一層の推進を図る。」ことなどを目標に掲げています。

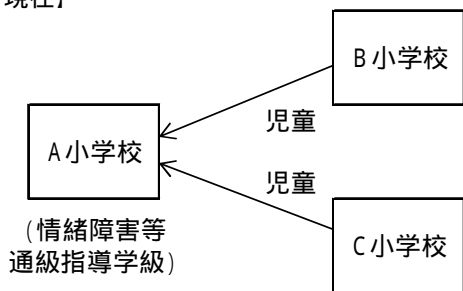
〔区市町村における「重層的な支援体制」整備の考え方〕

<p>第1層 「特別支援教室」 在籍校における支援体制の整備</p>	<p>すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置する。 発達障害の程度に応じ、個別指導等を実施する。 通級指導学級の教員による巡回指導・相談を行う。</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">特別支援教室</div> <div style="font-size: 2em; margin: 5px 0;">↑</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">巡回指導</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">通級指導学級教員</div> </div> <p style="text-align: right;">「子どもが動く」から 「教員が動く」へ</p>
<p>第2層 「通級指導学級」 (情緒障害等通級指導学級)</p>	<p>巡回指導の拠点となるとともに、従来どおりの教育機能(小集団指導)も維持する。</p>
<p>第3層 「固定学級」 (自閉症・情緒障害学級)</p>	<p>「自閉症・情緒障害学級」の計画的配置。 特別支援教室や通級指導学級における指導では、障害の状態の改善が困難と思われる児童・生徒を対象とする。</p>

小学校における「特別支援教室」の設置を想定し、目黒区、北区、狛江市、羽村市の4区市において、平成24年度から3ヵ年計画で特別支援教室モデル事業を実施しています。

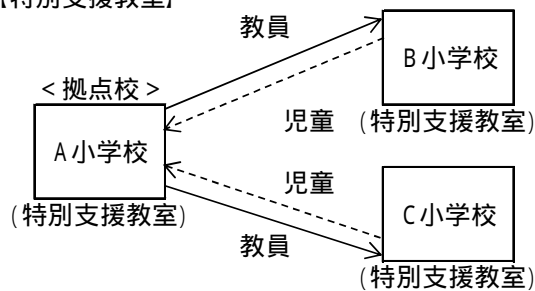
〔特別支援教室のしくみ（モデル事業を行っている区市の状況）〕

〔現在〕



- ・情緒障害等通級指導学級のある学校に児童が通う。
- ・A小学校の児童は自校で指導を受けられる。

〔特別支援教室〕



- ・拠点校に追加の教員が3校程度のグループ内で巡回指導を行う。
- ・拠点校の特別支援教室に児童が通う場合もある。

【現状と課題】

東京都が目黒区、北区、狛江市、羽村市で実施している特別支援教室モデルの事業においては、他校に通う負担などが減ったことなどから、教室を利用する児童数が約1.8倍に増加しています。

区においても、巡回指導の拠点となる学校の整備や巡回グループについて検討するとともに、「特別支援教室」のスペースの確保や指導教材の準備など、教育環境を整備する必要があります。

「特別支援教室」を活用する児童の就学相談の方法（入退級システム）や「特別支援教室」の指導体制並びに指導内容・方法について、検討する必要があります。

特に、巡回指導を担当する教員と、在籍学級を担当する教員との連携が重要になるため、共通理解を図り、児童の課題に応じた支援を充実していく必要があります。

【取り組みの方向】

東京都の動向を踏まえ、小学校の「特別支援教室」実施への準備を進めます。今後、東京都から示される「ガイドライン」等の方針内容に応じて、適宜対応しなければならない課題が出てくることが予想されるため、継続した検討が必要になります。

合わせて、通常の学級に在籍している発達障害の傾向がある児童・生徒に対し、在籍校の学級担任やスクールカウンセラー、巡回指導の担任等が、今後どのように連携し、指導していくべきなのか検討し、「特別支援教室」における支援の充実を図ります。

5 特別支援教育を充実させるための教員の専門性向上と教材・教具の充実

配慮を要する児童・生徒の教育的ニーズは多様化しており、特別支援教育を充実させるための教員の専門性の向上がますます求められています。また、区立小・中学校においては、児童・生徒の障害の状態や特性を踏まえた教材の活用を進めています。また、教育の情報化推進計画により、特別支援学級の全学級へのパソコン及び周辺機器、大型提示装置の整備に取り組んでいます。

【現状と課題】

< 特別支援教育を充実させるための教員の専門性向上について >

児童・生徒の学校での指導計画である個別指導計画に基づき、個に応じた教材やICTなど、さまざまな指導の手立てを活用するため、教員のさらなる特別支援教育の専門性の向上が求められています。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童・生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須となっています。一方で、すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難であるため、引き続き必要に応じて外部人材を活用し、学校全体としての専門性を確保していく必要があります。

障害についての教員の専門知識は増えており、さらに児童・生徒への適切な対応をするために、その児童・生徒の特性や場面に応じて、それらの知識を活用していくことが重要です。

教員が授業力を向上させるには、よい授業を見て、その授業の何がよいのかを理解し、自分の授業との違いを認識し、授業の改善に取り組むという過程を繰り返す行うことが大切です。

配慮を要する児童・生徒を含めたすべての子どもたちが、学校で安心して生活できるように、子どもたちに学校生活の基本的なルールを理解させ、身に付けることができるように学級経営力や授業づくりの力の向上が重要です。

発達障害の児童・生徒は、発達状況に応じて配慮すべきポイントが変わってきます。児童・生徒の学年や個性に応じ柔軟に指導していくことが教員に求められています。

区の教員研修の他にも、校内委員会等で特別支援教育に関するさまざまなことを学び、実際の具体的な対応を通じて専門性を高めていくことも重要です。

初任者等については、特別支援学級での授業や教材づくりの体験が貴重な経験になると考えられます。

<教材・教具について>

平成23年8月に改正された障害者基本法では、教育の条文である第16条において、国及び地方公共団体における障害者の教育に関する環境整備の一つとして、新たに「適切な教材等の提供」が追加されました。

平成24年7月に取りまとめられた中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」においては、障害のある児童・生徒が十分に教育を受けられるための合理的配慮の基礎となる環境整備の一つとして、「教材の確保」が挙げられ、その中で、視覚障害のある児童・生徒のための音声教材の整備・充実、発達障害の児童・生徒が使用する教材等の整備・充実、さまざまな障害の状態に応じた支援機器の充実、障害の状態や特性に応じたさまざまなアプリケーションの開発、情報端末についての基本的なアクセシビリティの保証が課題として挙げられています。

区においても、基礎的環境整備の視点から、標準化すべき教材・教具と障害種別や各学級に在籍している児童・生徒の教育的ニーズに応じて整備すべきものについて、考えていく必要があります。

区では教育ビジョンに基づき、ICT機器の活用に関する研究授業を実施し、ICT機器の効果的な活用は児童・生徒にとって、よい効果が見られることが分かりました。

タブレット型情報端末は、特別支援学級に在籍している児童・生徒も興味や関心を抱いており、子どもたちの学習意欲や学力向上などの効果が期待されています。

ICT機器やタブレット型情報端末を整備するにあたっては、適切な指導を行うため、教員の知識・技能の習得が必要不可欠です。

特別支援学級が設置されている学校では、通常の学級に対し、学習に遅れがある児童・生徒に有効な教材を紹介しやすい面があります。好事例を、特別支援学級が設置されていない学校にも広めていく必要があります。

教材に関してはICT機器に限らず、各特別支援学級の担任が情報交換を密にし、効果的な指導方法について研究していますが、継続して取り組んでいくことが重要です。

【取り組みの方向】

新教育センターの整備を検討していく中で、教員の研修や研究機能などのあり方を整理していきます。

教員研修の充実、自主的な研究への支援、教員に助言する機会の充実などにより、教員の専門性の向上を図ります。

通常の学級の担任が、多様な教育的ニーズに対応できる授業づくり（担任が工夫できる支援（合理的配慮）すべての児童・生徒への学習面や行動面での支援につながる取り組みなど）を行うための支援の取り組みを検討します。

基礎的環境整備の視点から、区における特別支援学級の標準的な教材・教具について検討します。

特別支援学級におけるICTを活用した授業の推進については、モデル事業を通じて、障害の特性や個々の児童・生徒の教育的ニーズに応じたICTの活用を研究・検討し、取り組みを進めます。

学習に遅れがある児童・生徒に有効な教材の好事例を共有するなど、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の活用について検討します。

6 障害理解の推進と交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習は、インクルーシブ教育システム構築の動向を踏まえ、障害の有無に関わらず児童・生徒が共に交流し、学び、児童・生徒が相互の理解を深め、経験を増やしていく取り組みです。また、副籍制度は特別支援学校に在籍している児童・生徒が、地域の区立学校に副次的に籍を置き、交流をする取り組みです。

小・中学校において、次世代を担っていく児童・生徒に対し、障害理解を深められるような取り組みを率先して進めていくことで、共生社会の形成にさらにつながると考えます。

【現状と課題】

国では、障害のある児童・生徒の教育に関する基本的な方向性として、「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点である。」としています（平成24年、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告）。

各学校で交流及び共同学習に取り組んでいます。学校の状況に応じて、行えることと困難なことがあります。障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の双方にとってよい交流及び共同学習が求められています。

都立の特別支援学校と区立小・中学校が、展覧会の作品交換や合唱、給食、出前授業などを行う交流及び共同学習に取り組んでいます。PTAどうしの交流も進んでいます。

交流活動を実施する前に、障害のある児童・生徒の得意なことや支援が必要などころなどを、交流先の児童・生徒にわかりやすく説明することで、相互の理解がより深まっています。

特別支援学級に在籍する児童・生徒は、交流及び共同学習を通して、豊かな社会性を育てています。また、特別支援学級（固定学級）での学習や活動についても、自らが主体的に取り組む、目標を達成することなどによって、自立に向けた大きな基礎を培っています。通常の学級に在籍する児童・生徒にとっても、経験を広め、豊かな人間性を育てる上で大きな意義があります。

交流及び共同学習を安全かつ効果的に実施するには、特別支援学級（固定学級）の適正規模化や通常の学級も含めた体制面の強化など、教育環境の基盤整備をしていく必要があります。

交流及び共同学習の実施にあたっては、保護者面談やそれぞれの学級の保護者会

等を通じて、本人・保護者の意向や教育的な効果などについて、よく話し合いながら進めることが大切です。

校内委員会で交流及び共同学習について検討することも有効です。

副籍制度について、東京都は「平成27年度の特別支援学校入学生より、原則として、小学部、中学部に在籍するすべての児童・生徒が副籍をもつことになる。」「現在、特別支援学校に在籍する児童・生徒については、引き続き副籍制度の利用を希望する人のみが対象となる。」としています。また、平成26年度から、区市町村が実施する就学相談の過程で、副籍制度に関する保護者の意向を十分に聞き取り、地域指定校を決定する取り組みを始めています。

副籍制度を活用した交流の実施にあたっては、年度途中からの開始によって、交流計画等の打ち合わせが十分できなかったり、年間授業計画の関係で日程調整が難しかったりする場合があります。

【取り組みの方向】

交流及び共同学習の好事例を情報提供するなど、各学校で交流及び共同学習を充実させるための仕組みづくりを進めます。特別支援学級（固定学級）の教育環境の基盤整備についても検討します。

副籍制度を活用した交流については、児童・生徒の状態や保護者の希望などを関係者全員で共通理解を図っていきます。また、東京都の新たな地域指定校決定の手続きを踏まえ、年度当初のできるだけ早い段階で活動計画を立てられるように取り組みます。事前に児童・生徒のプロフィールや特別支援学校の紹介をするなどの取り組みも進めていきます。

7 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」への対応

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

「基礎的環境整備」とは、法令に基づき又は財政措置により、各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行うもので、合理的配慮の基礎となる環境整備のことです。

平成25年6月に、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定されました。平成28年4月から施行されます。差別を解消するための措置として、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が定められており、国や地方公共団体、民間事業者の義務が示されています。

【課題】

合理的配慮

国では、合理的配慮は、「一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点を踏まえ、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会(仮称)の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、合理的配慮の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。」また、「移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である」としています。

学校における合理的配慮の観点

教育内容・方法

教育内容

学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

学習内容の変更・調整

教育方法

情報・コミュニケーション及び教材の配慮

学習機会や体験の確保

心理面・健康面の配慮
支援体制
専門性のある指導体制の整備
幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
災害時等の支援体制の整備
施設・設備
校内環境のバリアフリー化
発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

基礎的環境整備

国では、「合理的配慮の充実を図る上で、基礎的環境整備の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みとして、基礎的環境整備の充実を図っていく必要がある。現在の財政状況に鑑みると、基礎的環境整備の充実を図るためには、共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、社会的な機運を醸成していくことが必要であり、それにより、財政的な措置を図る観点を含めインクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていく必要がある。なお、基礎的環境整備については、合理的配慮と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。また、合理的配慮は基礎的環境整備を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における基礎的環境整備の状況により、提供される合理的配慮は異なることとなる」としています。

基礎的環境整備

ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
専門性のある指導体制の確保
個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
教材の確保
施設・設備の整備
専門性のある教員、支援員等の人的配置
個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
交流及び共同学習の推進

【取り組みの方向】

インクルーシブ教育システムの構築に向け、区の財政状況等を考慮しつつ、段階的に基礎的環境整備の充実を図ります。

ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、小・中学校の増改築の機会をとらえ、段階的に施設等のユニバーサルデザインによる整備を図るとともに、既存の施設についても状況に応じて、できる限りのバリアフリー対策に努めます。

区立小・中学校において、これまでも障害のある児童・生徒への配慮は行われてきましたが、合理的配慮は新しい概念であり、その確保についての理解を広げる必要があります。そのため、教員研修などの機会を通じて合理的配慮の内容等を情報共有し、関係者の理解・認識の共有化を推進していきます。

参考：中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」報告

第5章 検討の継続

1 検討の継続

区では、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸長するため、平成19年度から特別支援教育を推進し、一定の成果を得てきました。

しかし、特別支援教育の推進について、共生社会の形成、インクルーシブ教育システムの構築という観点からは、今後さらに時間をかけ、丁寧に進める必要があり、なお多くの課題が残されています。

また、平成28年4月から施行される障害者差別解消法において、合理的配慮の提供に関し、国、地方公共団体等については法的義務に、民間事業者においては努力義務とされています。その具体的な対応につきましては、今後政府が策定する基本方針を踏まえ、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取り組みに資するための「対応要領」を、主務大臣においては、事業者における取り組みに資するための「対応指針」を作成することとされています。そのため、今後も特別支援教育や障害福祉についての国や東京都の動向を注視しながら、検討を継続していきます。

資料編

1 世田谷区特別支援教育のあり方検討委員会設置要綱

平成25年6月7日

25世教相第165号

(設置)

第1条 特別支援教育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、今後の特別支援教育のあり方について検討するため、世田谷区特別支援教育のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育長に報告する。

- (1) 特別支援教育の推進体制に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別支援教育のあり方の検討に関し、教育長が必要と認める事項。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育政策部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、特別支援学級設置校長会の構成員である区立学校(区立の小学校及び中学校をいう。以下同じ。)の校長のうちから、教育長が指名する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が指名する。
 - (1) 区立学校の校長(前項に規定する者を除く。)
 - (2) 指導主事
 - (3) 区立学校において特別支援学級を担当する教諭
 - (4) 区立学校において通常学級を担当する教諭
 - (5) 教育相談専門指導員
 - (6) 教育相談員

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席等を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育指導課及び教育相談・特別支援教育課で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

2 世田谷区特別支援教育のあり方検討委員会委員名簿

1	委員長	教育政策部長	伊佐 茂利
2	副委員長	特別支援学級 設置校長会代表	遠藤 三枝
3	副委員長	特別支援学級 設置校長会代表	野口 潔人
4	委員	小学校校長会代表	稲葉 実
5	委員	中学校校長会代表	徳永 啓介
6	委員	統括指導主事	青鹿 和裕(平成25年6月7日か ら平成26年3月31日まで)
7	委員	指導主事	松倉 淳之介
8	委員	特別支援学級担任	塚田 倫子
9	委員	特別支援学級担任	原 ひろみ
10	委員	特別支援学級担任	成富 麻実
11	委員	特別支援学級担任	三保谷 浩貴
12	委員	通常の学級担任	今野 仁英
13	委員	通常の学級担任	西田 直美
14	委員	教育相談専門指導員	加室 弘子
15	委員	就学相談員	町野 泰子
16	委員	就学相談員	石川 恭子

事務局 教育相談・特別支援教育課就学相談・特別支援教育担当

検討にあたり、東京家政大学家政学部児童教育学科准教授 半澤 嘉博先生の助言をいただきました。

3 世田谷区特別支援教育のあり方検討委員会検討経過

回	開催日	主な議題
1	平成25年 7月1日	検討の背景、検討委員会で検討すべき課題
2	7月30日	検討委員会で検討すべき課題の整理
3	8月1日	通常の学級への支援
4	8月23日	通常の学級への支援
5	11月7日	特別支援学級（固定学級）の運営体制と指導
6	12月4日	特別支援学級（固定学級）の運営体制と指導
7	12月16日	就学相談のあり方
8	平成26年 1月10日	校内における支援体制
9	7月11日	校外から学校を支援する体制
10	7月29日	交流及び共同学習と副籍制度
11	8月6日	教員の専門性
12	8月22日	特別支援教室
13	10月22日	特別支援学級の整備、報告書（素案）の検討

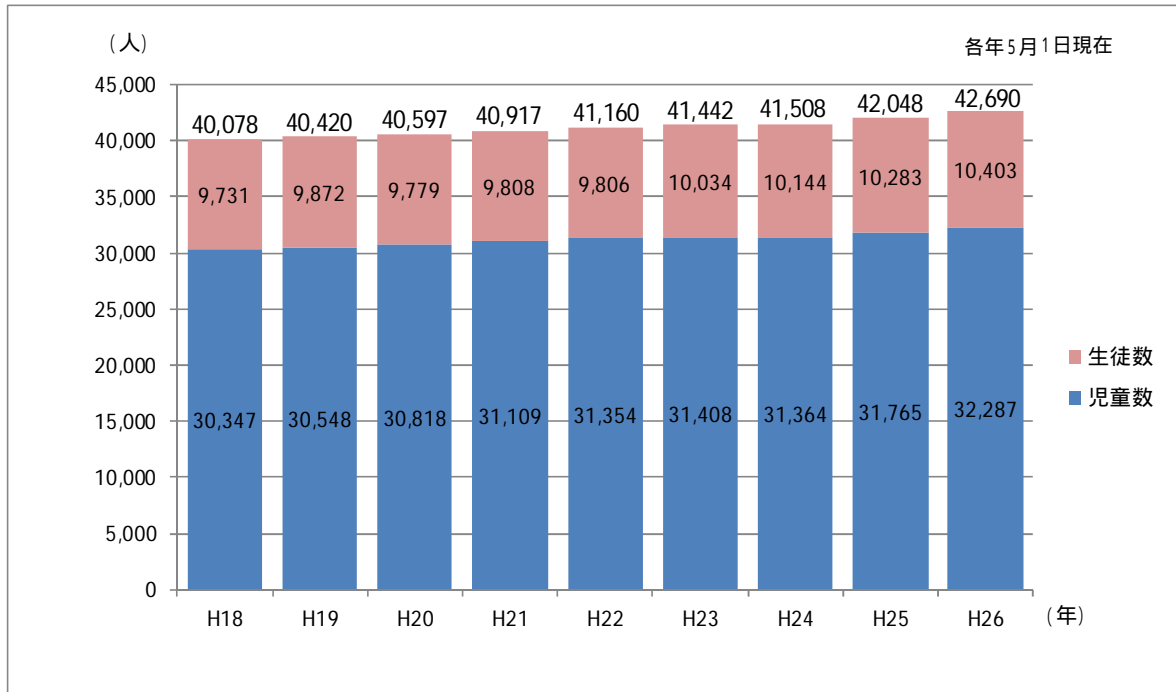
平成26年 11月10日	区議会文教常任委員会	報告書（素案）報告
11月11日	教育委員会	報告書（素案）報告
平成27年 1月27日	教育委員会	報告書（案）報告
2月3日	区議会文教常任委員会	報告書（案）報告

検討の過程で次のような機会を通じ、ご意見を伺いました。

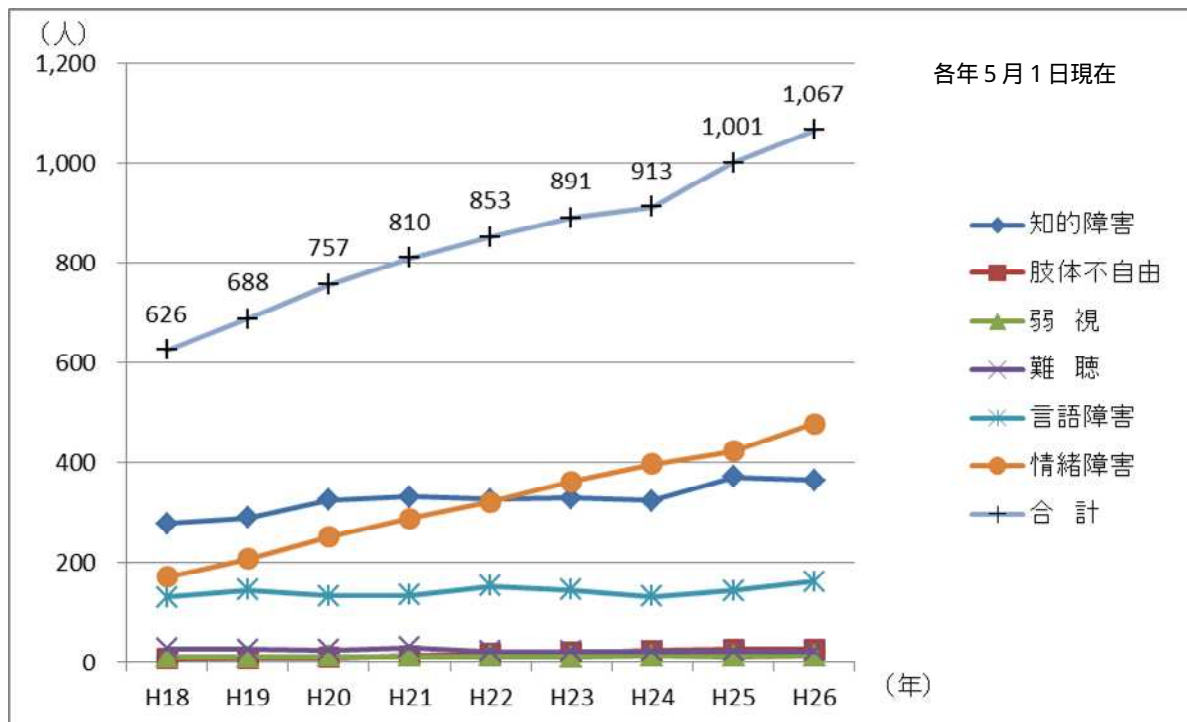
- ・第2次教育ビジョン策定におけるパブリックコメント
- ・障害者団体へのヒアリング 等

4 世田谷区における特別支援教育の現況資料

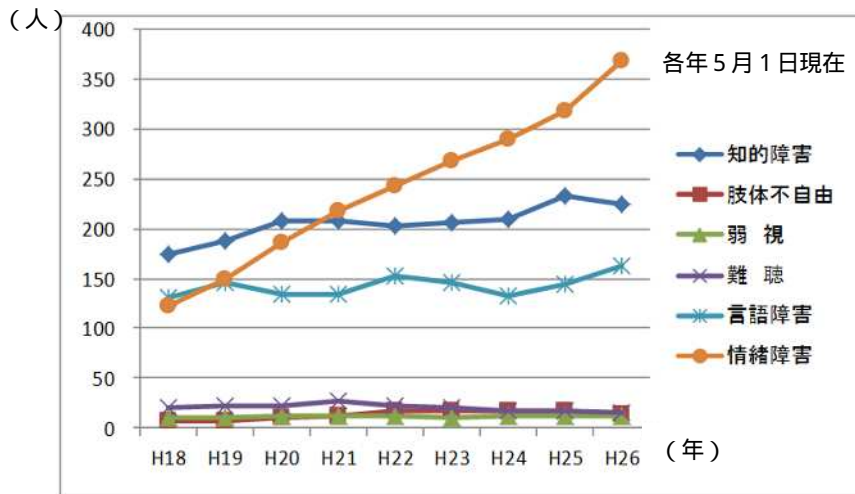
(1) 区立学校児童・生徒数



(2) 特別支援学級に在籍する児童・生徒数

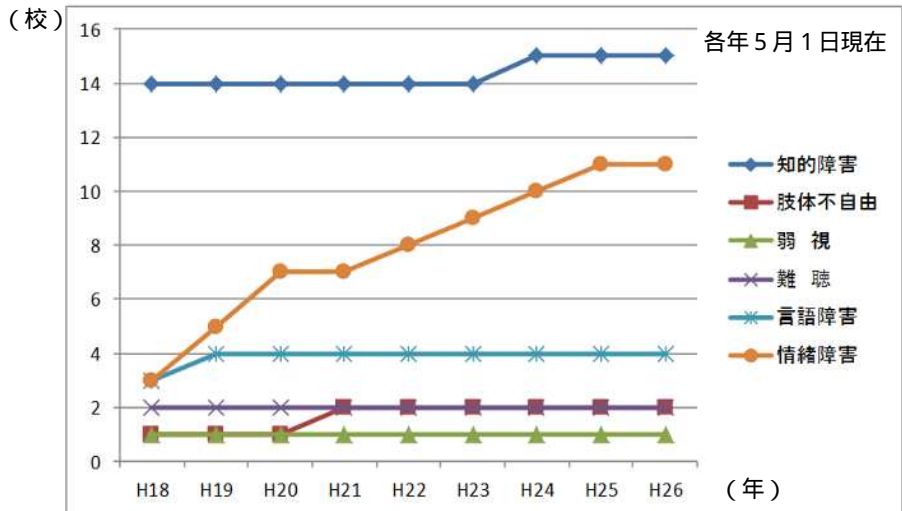


(3) 特別支援学級に在籍する児童数 (小学校)



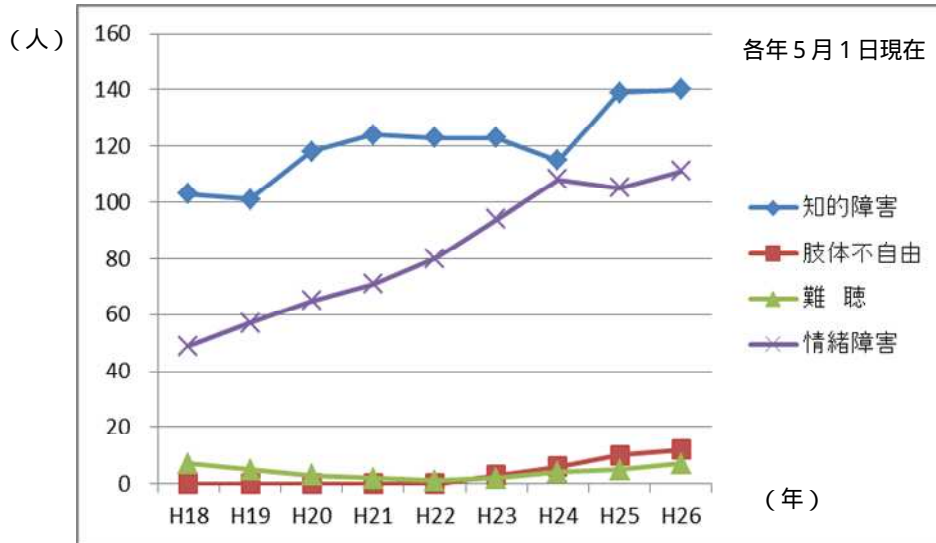
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
知的障害	175	188	207	208	203	206	209	233	225
肢体不自由	7	8	10	13	17	17	18	17	14
弱視	11	11	12	12	12	11	13	12	13
難聴	21	22	22	28	22	21	18	18	16
言語障害	131	146	134	135	153	146	133	144	162
情緒障害	122	150	186	217	242	268	289	318	367
合計	467	525	571	613	649	669	680	742	797

(4) 特別支援学級設置校数 (小学校)



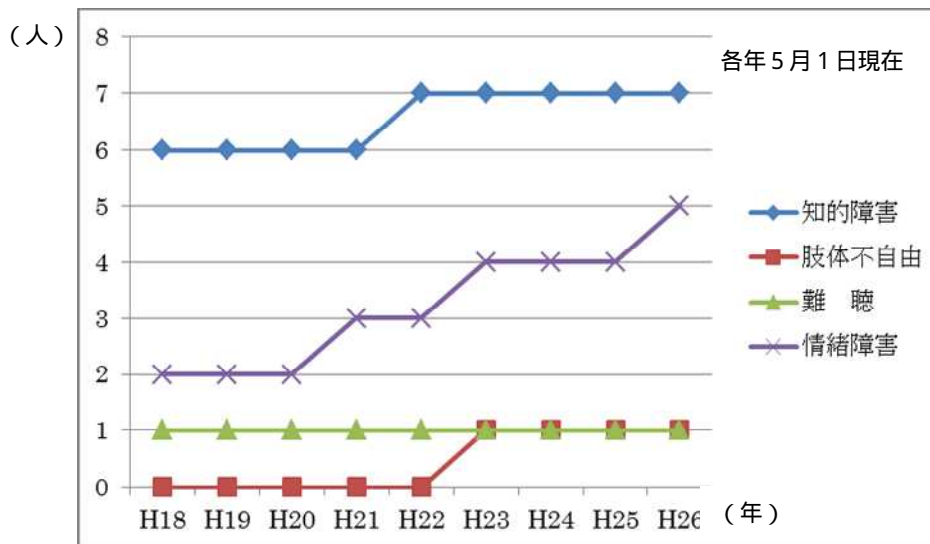
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
知的障害	14	14	14	14	14	14	15	15	15
肢体不自由	1	1	1	2	2	2	2	2	2
弱視	1	1	1	1	1	1	1	1	1
難聴	2	2	2	2	2	2	2	2	2
言語障害	3	4	4	4	4	4	4	4	4
情緒障害	3	5	7	7	8	9	10	11	11
合計	24	27	29	30	31	32	34	35	35

(5) 特別支援学級に在籍する生徒数(中学校)



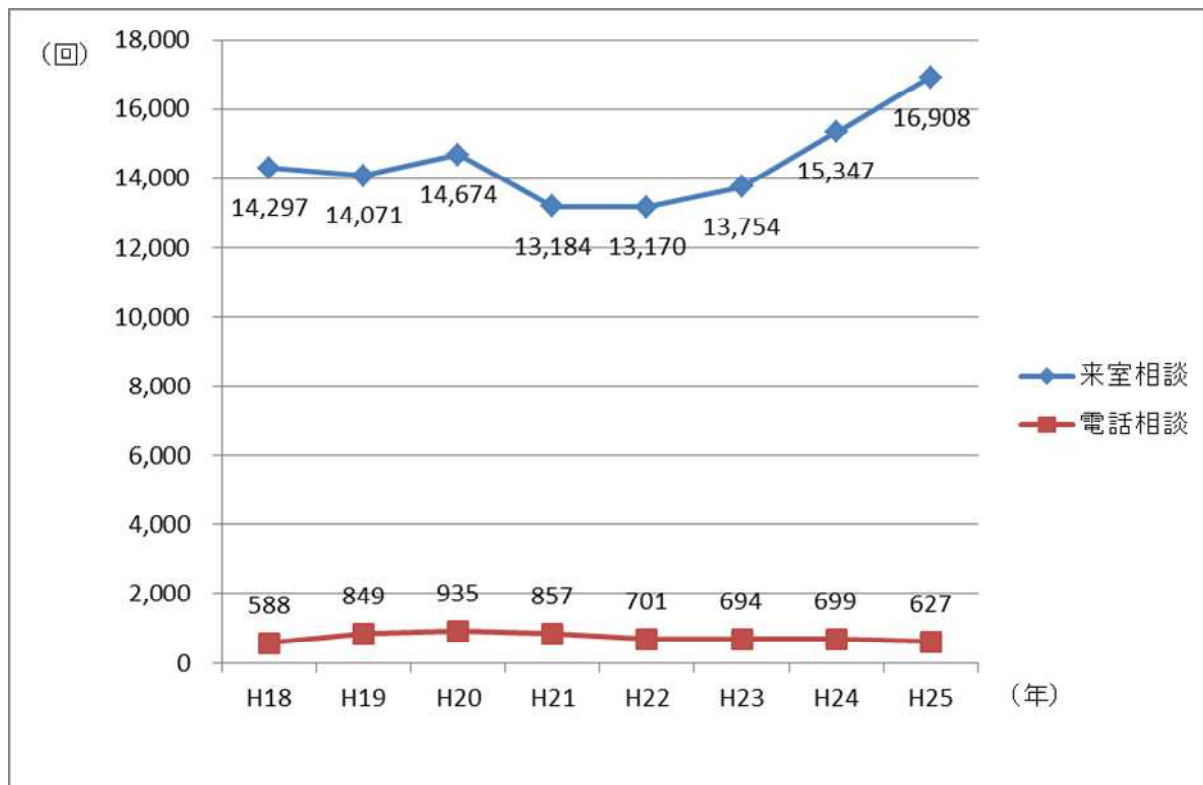
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
知的障害	103	101	118	124	123	123	115	139	140
肢体不自由	0	0	0	0	0	3	6	10	12
難聴	7	5	3	2	1	2	4	5	7
情緒障害	49	57	65	71	80	94	108	105	111
合計	159	163	186	197	204	222	233	259	270

(6) 特別支援学級設置校数(中学校)

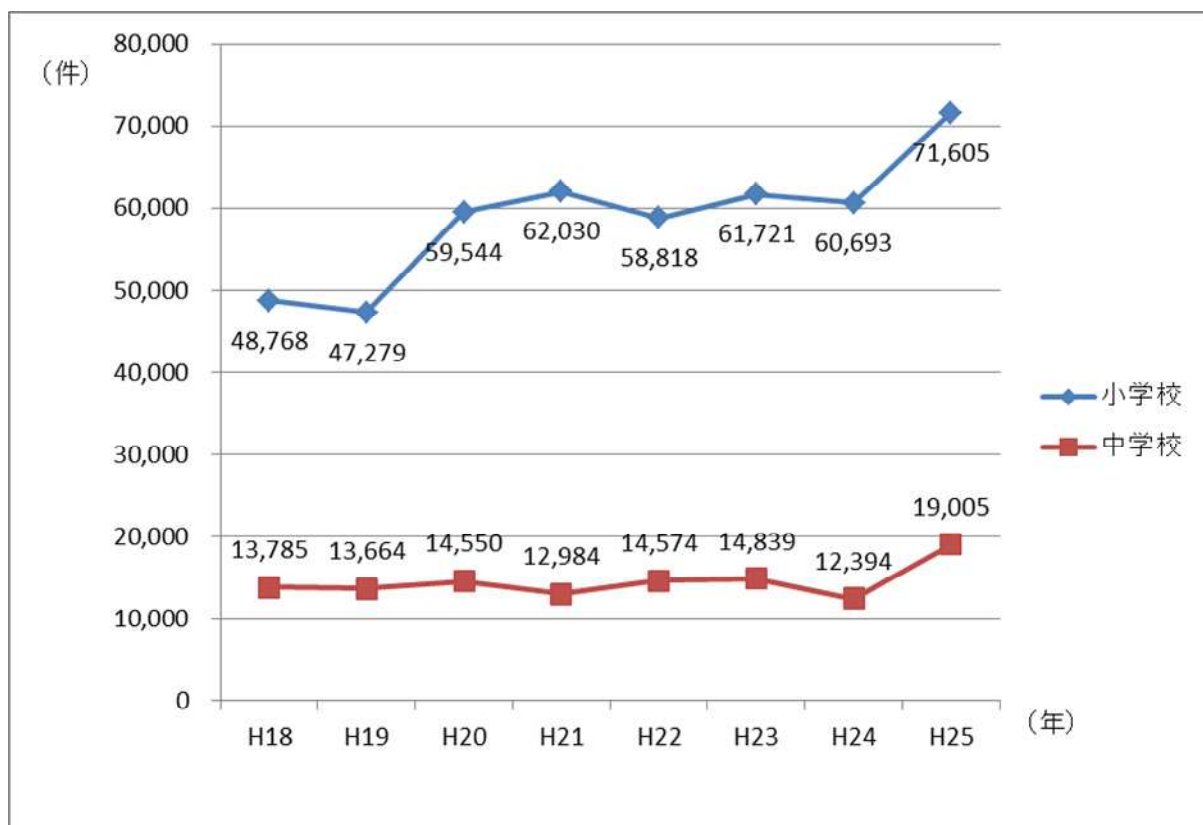


	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
知的障害	6	6	6	6	7	7	7	7	7
肢体不自由	0	0	0	0	0	1	1	1	1
難聴	1	1	1	1	1	1	1	1	1
情緒障害	2	2	2	3	3	4	4	4	5
合計	9	9	9	10	11	13	13	13	14

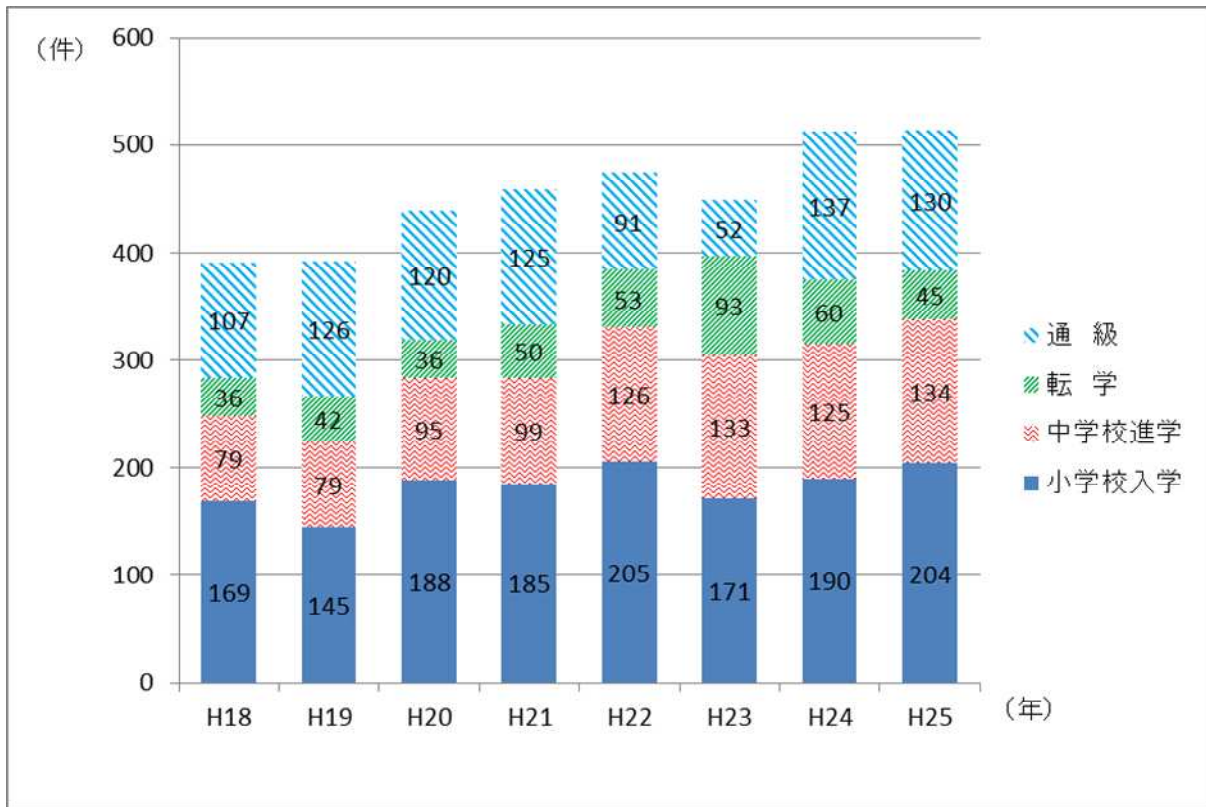
(7) 教育相談室の相談回数



(8) スクールカウンセラーの相談件数



(9) 就学相談件数



5 用語解説（50音順）

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。(中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告【以下、特別委員会報告】)

学習障害（LD）

全般的に知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの使用に困難を示すさまざまな状態。

共生社会

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。(特別委員会報告)

校内委員会

発達障害の傾向等がある児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うことを目的として各学校に設置される委員会のこと。世田谷区においては、特別支援教育コーディネーターの教員が調整役となり、関係する教職員が、児童・生徒の課題や指導・支援について、検討等を行っている。

合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。（特別委員会報告）

個別の教育支援計画

教育、保健・医療、福祉、労働等の連携に基づき、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行うことを目的として、障害のある児童・生徒本人や保護者の希望を踏まえ、作成される長期計画。東京都では、平成27年度より、学校生活支援シートという名称で使用する。

個別指導計画

障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かい指導を実現するため、学校が保護者からの意見等を参考に、児童・生徒一人ひとりの学校での支援を具体化する指導計画。

自閉症

人への反応や関わりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難さが見られること、言語の発達に遅れや問題があること、興味や関心が狭く、特定のものにこだわることのほか、刺激への過敏性や幼児期に見られる多動性などが主な特徴の障害。

就学支援シート

障害のある幼児の幼稚園等就学前機関の様子等を小学校に引継ぎ、適切な支援や円滑な接続を図るために作成するシート。

就学支援ファイル

障害のある児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援や円滑な接続を図るため、就学相談の過程で作成するファイル。

スクールカウンセラー

学校内の教育相談機能として、教職員と連携しながら、いじめや不登校など、児童・生徒、保護者の抱える問題の解決を支援する心理の専門職。

スクールソーシャルワーカー

福祉分野に関する専門的な知識や技術を用いて、家庭や福祉、医療などの関係機関と連携しながら、児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ支援を行う福祉の専門職（社会福祉士、精神保健福祉士等）。

世田谷9年教育

小・中学校の義務教育9年間を一体としてとらえ、21世紀を生きる児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、自立した個人として生きる基礎を培い、区民の高い期待と信頼にこたえられる、より質の高い義務教育を実現していこうとする取り組み。

注意欠陥・多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害。

東京都「特別支援教室」構想

すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置することによって、在籍校における支援体制を整備し、発達障害の児童・生徒に対する指導内容・方法の充実を図るという構想。（東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成22年11月））

特別支援学級

学校教育法第81条の規定に基づき、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的に設置する学級。

特別支援学校

学校教育法第72条の規定に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置する学校。地域の小・中学校等における特別支援教育の推進・充実に向けてのセンター的機能を有する。

特別支援教育

障害等のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

学び舎（学舎）

近隣の小・中学校で構成し、各学校と地域が一体となって質の高い授業をはじめとする教育活動を進めていくための世田谷区独自の学校運営形態。

世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方

発 行 世田谷区教育委員会

編 集 世田谷区教育委員会事務局教育相談・特別支援教育課

〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27

電 話 03 - 5432 - 2690

F A X 03 - 5432 - 3041

U R L <http://www.city.setagaya.lg.jp/>

発行年月 平成27年3月

印刷物登録番号

世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方（素案）からの主な変更点

頁	該当箇所	主 な 変 更 点
-	冒頭	「はじめに」を追記
1 1	第 2 章 2 現状における課題 (2) 共生社会の形成に向けた対応	<p>「合理的配慮」の説明を追記</p> <p>「合理的配慮」については、障害者の権利に関する条約第 2 条、障害者差別解消法で定義づけられ、教育の面では、中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。」としています。</p> <p>次の内容を追記</p> <p>区としても、障害者の権利に関する条約の精神を踏まえ、「合理的配慮」について、推進していくことが必要です。</p>
1 7	第 4 章 1 推進の基本的な考え方 (5) 関係機関、地域と連携した継続的な支援の充実	<p>次の内容を追記</p> <p>障害のある児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々との交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められています。このため、～</p>
3 1	第 4 章 4 特別支援学級における指導・支援 (2) 特別支援学級（通級指導学級）における指導・支援 【現状と課題】	<p>次の内容を追記</p> <p>文字の読み書き学習に著しい困難（ディスレクシア）を抱えるなど、学習障害（LD）等の児童・生徒については、一人ひとりの障害の状態や特性に応じた教材の活用も含め、指導・支援の充実を検討していく必要があります。</p>
3 4	第 4 章 4 特別支援学級における指導・支援 (4) 東京都の「特別支援教室」構想への対応	<p>【東京都「特別支援教室」構想の概要】を追記</p> <p>東京都は特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成 22 年 11 月）において、小・中学校における発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制の改善の方向及び計画として、「すべての小・中学校に『特別支援教室』を設置することによって、在籍校における支援体制を整備し、発達障害の児童・生徒に対する指導内容・方法の充実を図る。」「合わせて、自閉症・情緒障害学級（固定学級）の計画的な配置を進めることで、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級の役割分担を明確にした『重層的な支援体制』を確立し、発達障害の程度等に応じた教育内容・方法の充実と適切な就学のより一層の推進を図る。」ことなどを目標に掲げています。</p> <p>区市町村における「重層的な支援体制」整備の考え方 特別支援教室のしくみ（モデル事業を行っている区市の状況）など</p>

頁	該当箇所	主な変更点
36	第4章 5 特別支援教育を充実させるための教員の専門性向上と教材・教具の充実 【現状と課題】 < 特別支援教育を充実させるための教員の専門性向上について >	次の内容を追記 特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童・生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須となっています。一方で、すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難であるため、引き続き必要に応じて外部人材を活用し、学校全体としての専門性を確保していく必要があります。
37	第4章 5 特別支援教育を充実させるための教員の専門性向上と教材・教具の充実 【現状と課題】 < 教材・教具について >	次の内容を追記 その中で、視覚障害のある児童・生徒のための音声教材の整備・充実、発達障害の児童・生徒が使用する教材等の整備・充実、さまざまな障害の状態に応じた支援機器の充実、障害の状態や特性に応じたさまざまなアプリケーションの開発、情報端末についての基本的なアクセシビリティの保証が課題として挙げられています。
50	【資料編】	次の内容を追記 4 世田谷区における特別支援教育の現況資料 区立学校児童・生徒数、特別支援学級に在籍する児童・生徒数、特別支援学級設置校数 など